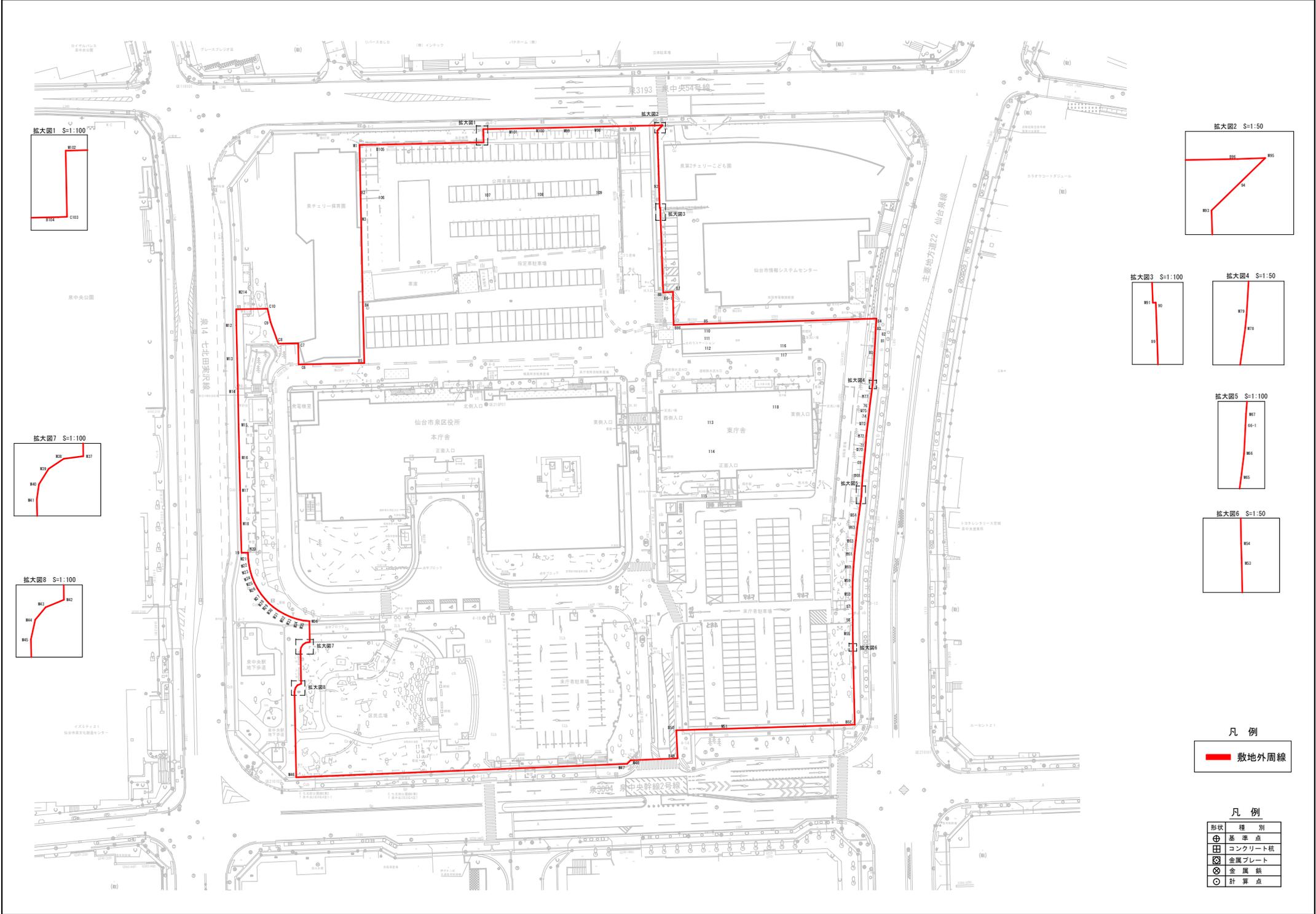


図表 要求水準書別添資料一覧

番号	資料名
別添資料 1	敷地測量図
別添資料 2	既存土質柱状図
別添資料 3	社会基盤現況図
別添資料 4	各室性能表
別添資料 5	既存施設主要図面
別添資料 6	官庁施設の基本的性能基準適用表
別添資料 7	泉区役所における職員数等

泉区役所建替事業 要求水準書別添資料1 敷地測量図



敷地内 本事業対象面積 求積表

字名	泉中央二丁目		地番		1-1	
地目	宅地	所有者	仙	台	市	
測点	X	Y	辺長			
B86	-185754.830	4261.847	7.608			
86-1	-185747.223	4261.699	94.691			
B4	-185749.309	4167.030	17.049			
B5	-185766.354	4167.436	20.037			
O6	-185766.770	4147.403	6.398			
G7	-185760.373	4147.271	6.025			
G8	-185760.491	4141.247	6.948			
G9	-185753.981	4138.817	4.152			
G10	-185749.933	4137.891	9.543			
11	-185750.090	4128.349	4.833			
M12	-185754.922	4128.453	10.036			
M13	-185764.956	4128.673	10.000			
M14	-185774.954	4128.890	10.011			
M15	-185794.963	4129.105	9.999			
M16	-185794.957	4129.325	9.996			
M17	-185804.954	4129.544	10.002			
M18	-185814.954	4129.763	8.916			
19	-185823.868	4129.971	1.985			
M20	-185823.832	4131.956	1.796			
M21	-185825.627	4132.016	1.841			
M22	-185827.456	4132.230	1.844			
M23	-185829.261	4132.611	1.887			
M24	-185831.066	4133.164	1.946			
M25	-185832.869	4133.897	2.018			
M26	-185834.667	4134.814	2.093			
M27	-185836.415	4135.966	1.942			
M28	-185837.916	4137.199	1.711			
M29	-185839.155	4138.379	1.720			
M30	-185840.285	4139.677	1.967			
M31	-185841.433	4141.275	2.398			
M32	-185842.608	4143.366	1.939			
M33	-185843.387	4145.142	1.918			
M34	-185843.983	4146.966	1.881			
M35	-185844.373	4148.807	1.878			
M36	-185844.590	4150.673	6.320			
M37	-185850.909	4150.819	1.211			
M38	-185851.078	4149.619	1.104			
M39	-185851.690	4148.700	1.101			
M40	-185852.622	4148.113	0.922			
M41	-185853.535	4147.979	9.994			
M42	-185863.528	4148.172	1.199			
M43	-185863.984	4147.063	0.990			
M44	-185864.738	4146.420	1.211			
M45	-185865.921	4146.158	25.958			
M46	-185891.875	4146.667	101.058			
M47	-185887.808	4247.644	1.561			
M48	-185886.679	4248.722	14.333			
B49	-185886.126	4263.045	8.516			
B50	-185877.617	4262.699	12.875			
M51	-185877.222	4275.568	70.191			
115	-185807.088	4272.717	14.860			
114	-185792.240	4272.114	7.123			
113	-185785.122	4271.825	24.002			
112	-185761.139	4270.849	1.452			
111	-185759.688	4270.790	2.324			
110	-185757.365	4270.696	52.728			
85	-185754.562	4270.582	2.805			
倍面積						37340.752190
面積						18670.376950
地積						18670.37 m <sup>2</sup>

字名	泉中央二丁目		地番		1-2	
地目	宅地	所有者	仙	台	市	
測点	X	Y	辺長			
M3	-185723.643	4166.483	25.671			
B4	-185749.309	4167.030	94.691			
86-1	-185747.223	4261.699	2.399			
87	-185744.824	4261.652	2.998			
88	-185744.897	4258.654	23.340			
89	-185721.571	4257.843	91.383			
倍面積						4720.526297
面積						2360.2631485
地積						2360.26 m <sup>2</sup>

字名	泉中央二丁目		地番		1-3	
地目	宅地	所有者	仙	台	市	
測点	X	Y	辺長			
B2	-185715.627	4166.323	8.017			
M3	-185723.643	4166.483	91.383			
B9	-185721.571	4257.843	2.160			
90	-185719.412	4257.768	0.180			
M91	-185719.418	4257.588	5.839			
92	-185713.581	4257.405	19.930			
109	-185714.029	4237.480	17.989			
108	-185714.433	4219.495	15.879			
107	-185714.789	4203.619	32.480			
106	-185715.518	4171.147	4.825			
倍面積						1460.613122
面積						730.3065610
地積						730.30 m <sup>2</sup>

字名	泉中央二丁目		地番		1-6	
地目	宅地	所有者	仙	台	市	
測点	X	Y	辺長			
M1	-185700.372	4166.000	15.258			
B2	-185715.627	4166.323	4.825			
106	-185715.518	4171.147	15.250			
B105	-185700.271	4170.830	4.831			
倍面積						147.300354
面積						73.6501770
地積						73.65 m <sup>2</sup>

字名	泉中央二丁目		地番		1-7	
地目	宅地	所有者	仙	台	市	
測点	X	Y	辺長			
B104	-185699.592	4203.301	32.478			
B105	-185700.271	4170.830	15.250			
106	-185715.518	4171.147	32.480			
107	-185714.789	4203.619	15.200			
倍面積						989.009386
面積						494.5046930
地積						494.50 m <sup>2</sup>

字名	泉中央二丁目		地番		1-8	
地目	宅地	所有者	仙	台	市	
測点	X	Y	辺長			
M100	-185695.239	4219.109	8.259			
M101	-185695.416	4210.851	7.097			
M102	-185695.563	4203.755	4.006			
C103	-185699.569	4203.843	0.542			
B104	-185699.592	4203.301	15.200			
107	-185714.789	4203.619	15.879			
108	-185714.433	4219.495	19.197			
倍面積						605.978618
面積						302.9893090
地積						302.98 m <sup>2</sup>

字名	泉中央二丁目		地番		1-9	
地目	宅地	所有者	仙	台	市	
測点	X	Y	辺長			
M98	-185694.863	4237.100	6.261			
M99	-185694.994	4230.840	11.733			
M100	-185695.239	4219.109	19.197			
108	-185714.433	4219.495	17.989			
109	-185714.029	4237.480	19.169			
倍面積						690.315359
面積						345.1576795
地積						345.15 m <sup>2</sup>

字名	泉中央二丁目		地番		1-10	
地目	宅地	所有者	仙	台	市	
測点	X	Y	辺長			
M93	-185695.980	4256.855	1.149			
B94	-185695.179	4257.680	0.759			
B96	-185694.420	4257.651	6.824			
B97	-185694.554	4250.828	13.731			
M98	-185694.863	4237.100	19.169			
109	-185714.029	4237.480	19.930			
92	-185713.581	4257.405	17.609			
倍面積						761.771286
面積						380.8856430
地積						380.88 m <sup>2</sup>

字名	泉中央二丁目		地番		1-17	
地目	宅地	所有者	仙	台	市	
測点	X	Y	辺長			
85	-185754.562	4270.582	2.805			
110	-185757.365	4270.696	52.728			
83	-185755.179	4323.610	2.252			
84	-185752.930	4323.741	53.184			
倍面積						267.907945
面積						133.9539725
地積						133.95 m <sup>2</sup>

字名	泉中央二丁目		地番		1-18	
地目	宅地	所有者	仙	台	市	
測点	X	Y	辺長			
110	-185757.365	4270.696	2.324			
111	-185759.688	4270.790	52.728			
82	-185757.521	4323.474	2.345			
83	-185755.179	4323.610	52.959			
倍面積						246.215922
面積						123.1079610
地積						123.10 m <sup>2</sup>

字名	泉中央二丁目		地番		1-19	
地目	宅地	所有者	仙	台	市	
測点	X	Y	辺長			
111	-185759.688	4270.790	1.452			
112	-185761.139	4270.849	23.059			
116	-185760.190	4293.889	29.525			
81	-185758.974	4323.389	1.455			
82	-185757.521	4323.474	52.728			
倍面積						152.750072
面積						76.3750360
地積						76.37 m <sup>2</sup>

字名	泉中央二丁目		地番		1-20	
地目	宅地	所有者	仙	台	市	
測点	X	Y	辺長			
116	-185760.190	4293.889	2.999			
117	-185763.188	4293.997	29.229			
80	-185762.113	4323.207	3.144			
81	-185758.974	4323.389	29.525			
倍面積						180.066868
面積						90.0334340
地積						90.03 m <sup>2</sup>

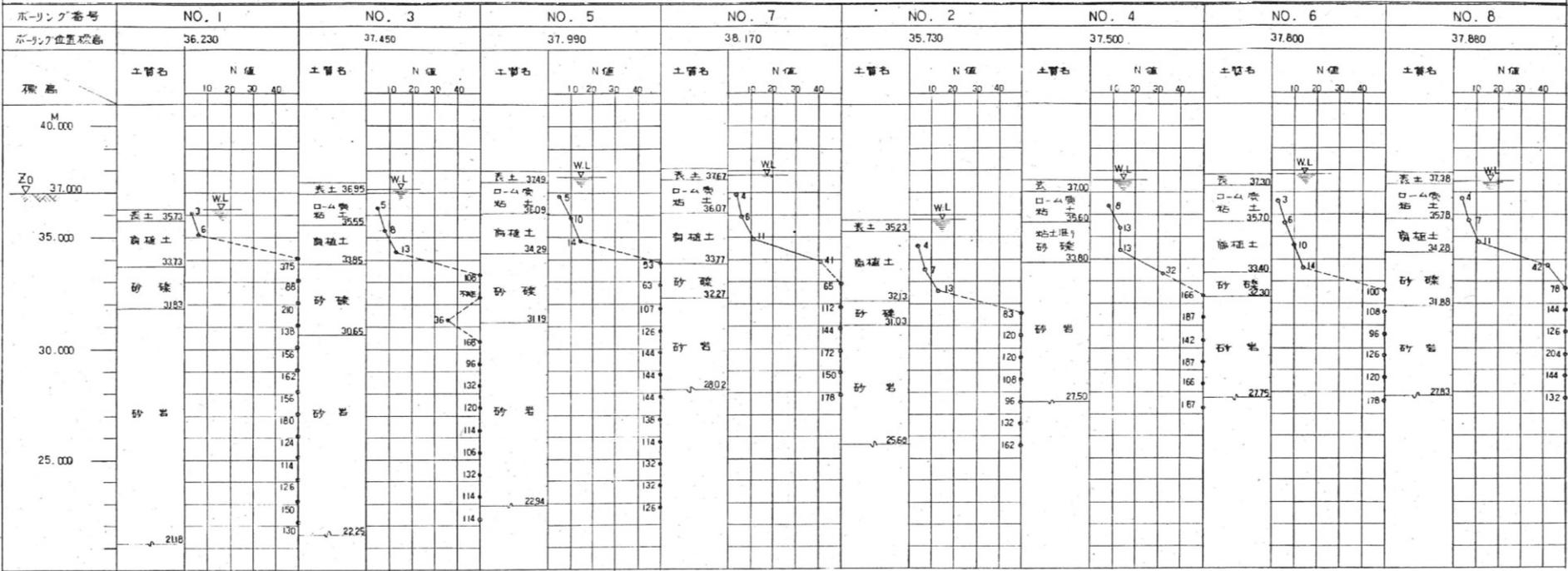
字名	泉中央二丁目		地番		1-21	
地目	宅地	所有者	仙	台	市	
測点	X	Y	辺長			
M77	-185776.542	4322.070	3.574			
M78	-185773.000	4322.551	0.407			
M79	-185772.595	4322.598	10.499			
80	-185762.113	4323.207	29.229			
117	-185763.188	4293.997	16.390			
118	-185779.568	4294.586	27.284			
76	-185778.406	4321.846	1.877			
倍面積						925.930505
面積						462.9652525
地積						462.96 m <sup>2</sup>

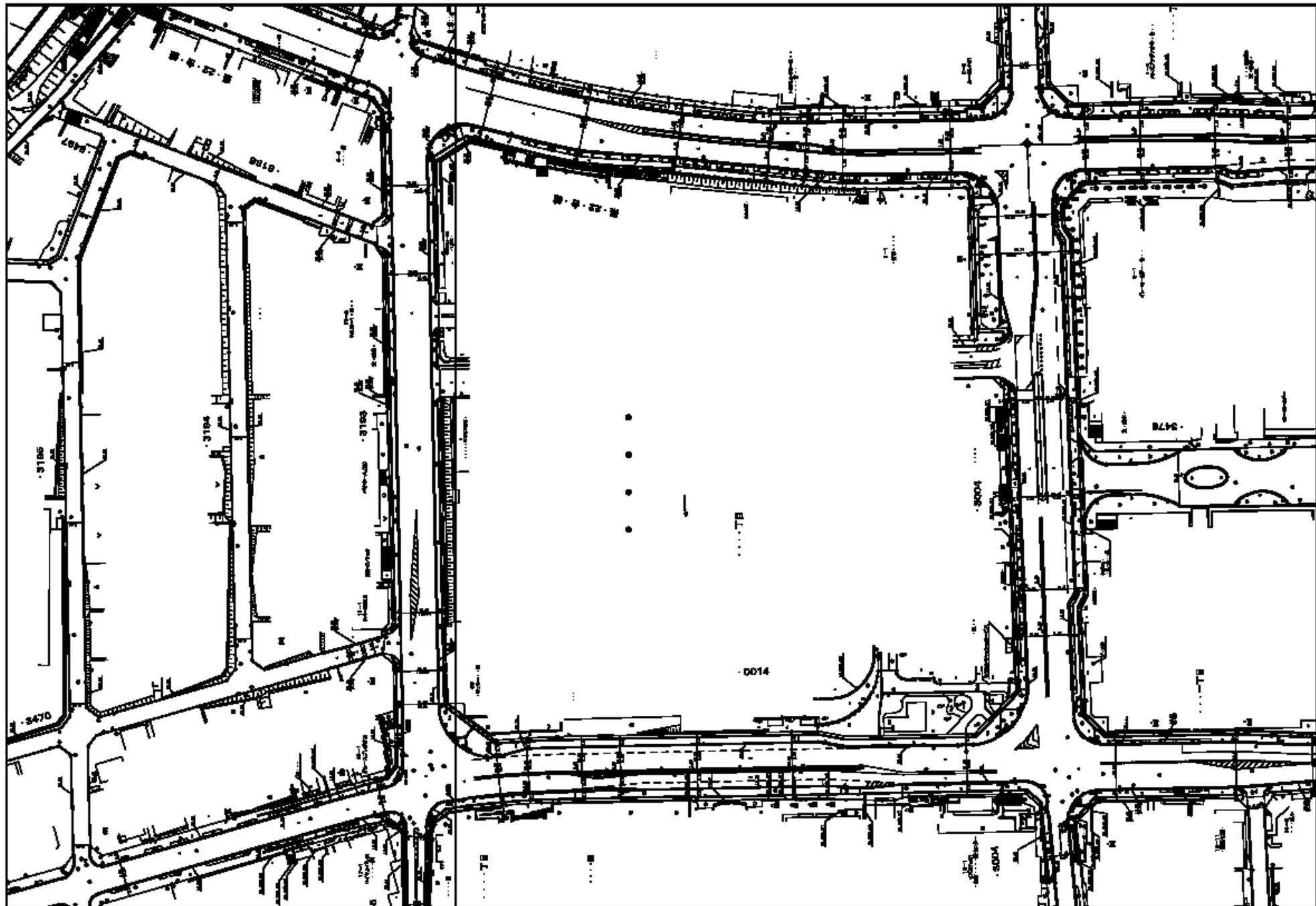
字名	泉中央二丁目		地番		1-22	
地目	宅地	所有者	仙	台	市	
測点	X	Y	辺長			
113	-185785.122	4271.825	49.499			
74	-185783.180	4321.286	2.666			
M75	-185780.531	4321.590	2.140			
76	-185778.406	4321.846	27.284			
118	-185779.568	4294.586	16.390			
117	-185763.188	4293.997	2.999			
116	-185760.190	4293.889	23.059			
112	-185761.139	4270.849	24.002			
倍面積						1358.392466

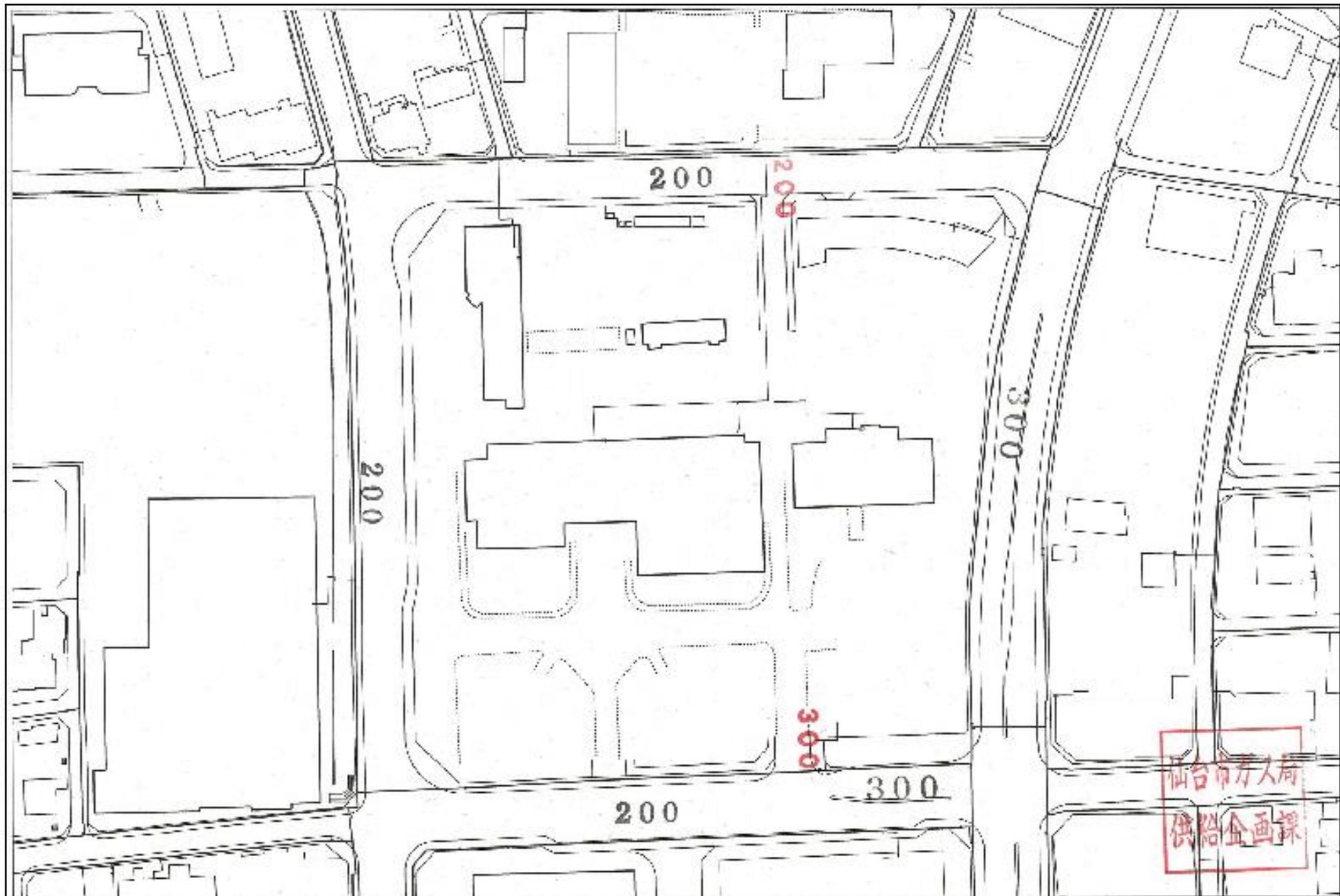


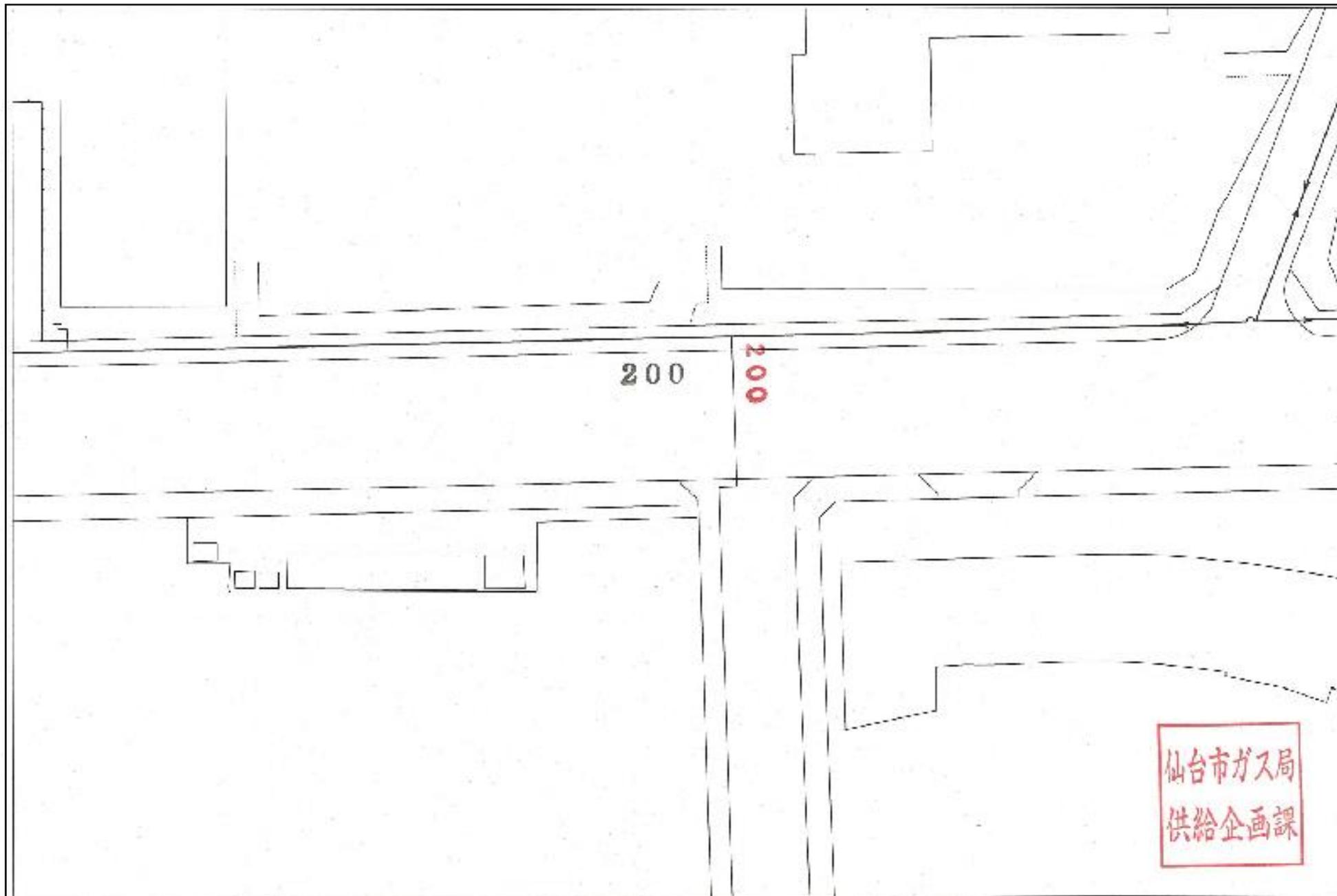
# 柱 状 図

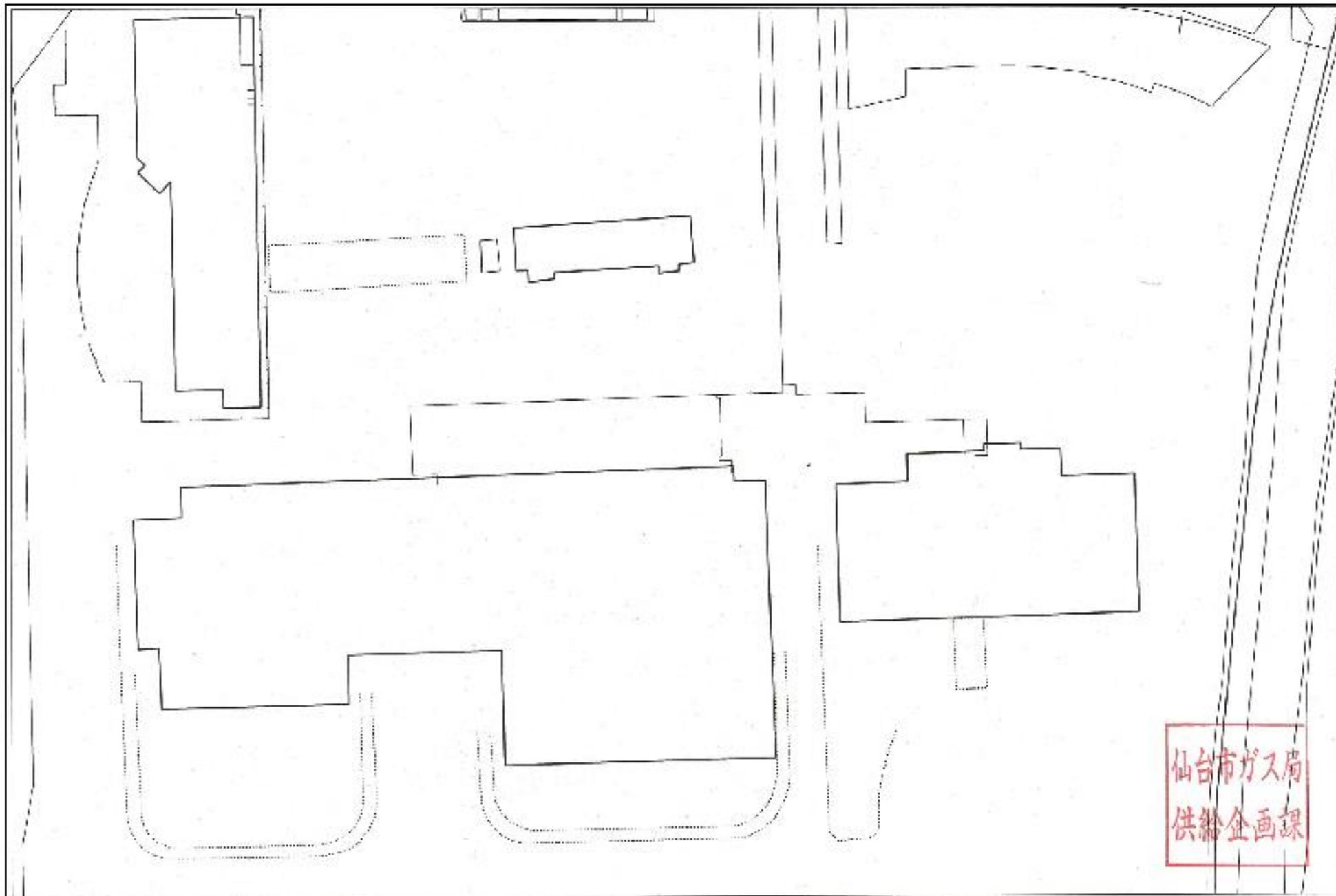
株式会社 カトー基礎調査研究所 名古屋事務所 TEL 0222 (22) 7623 〇 東海市会館新築工事 (併行工事) 建築検査 (平成20年1月)





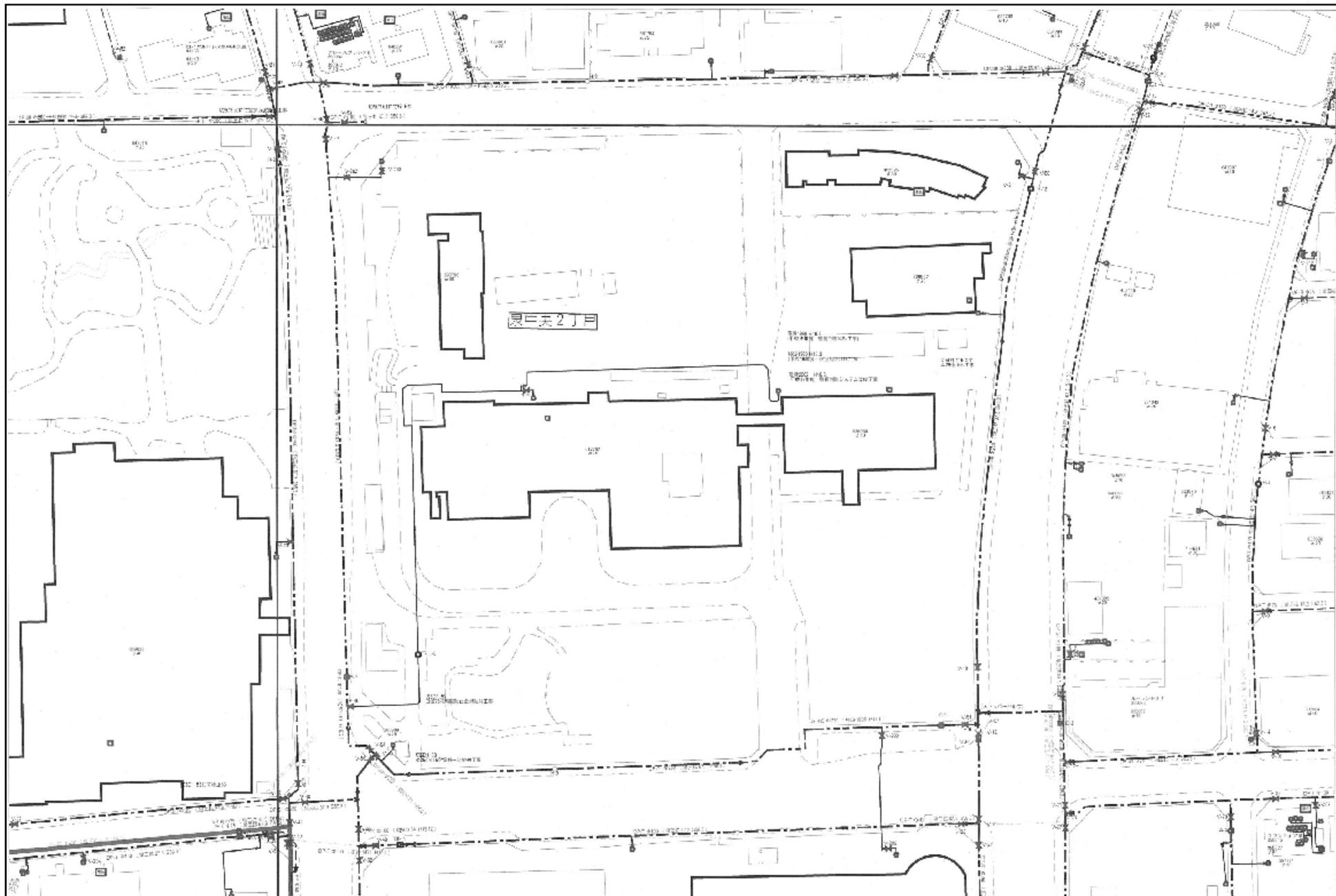


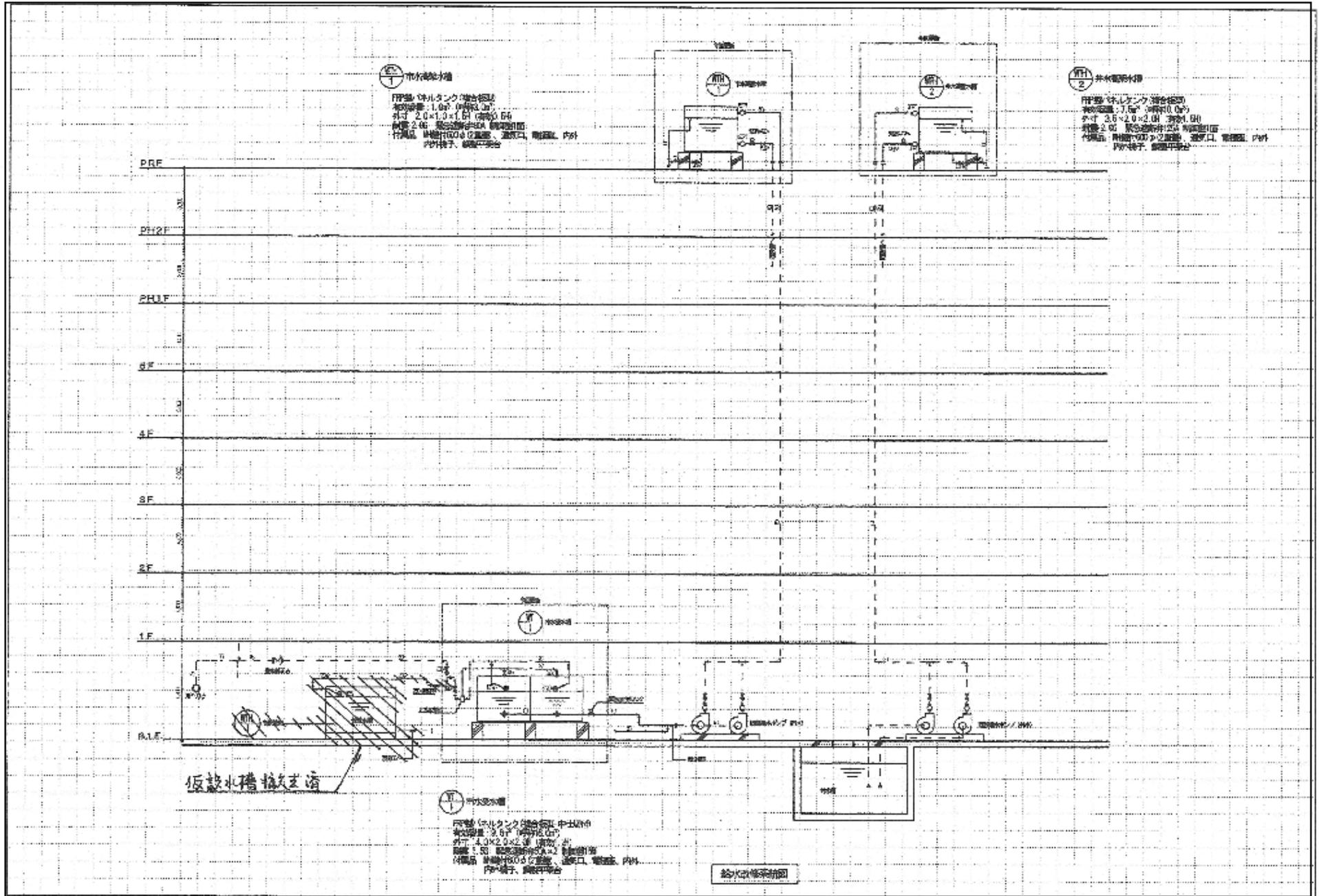




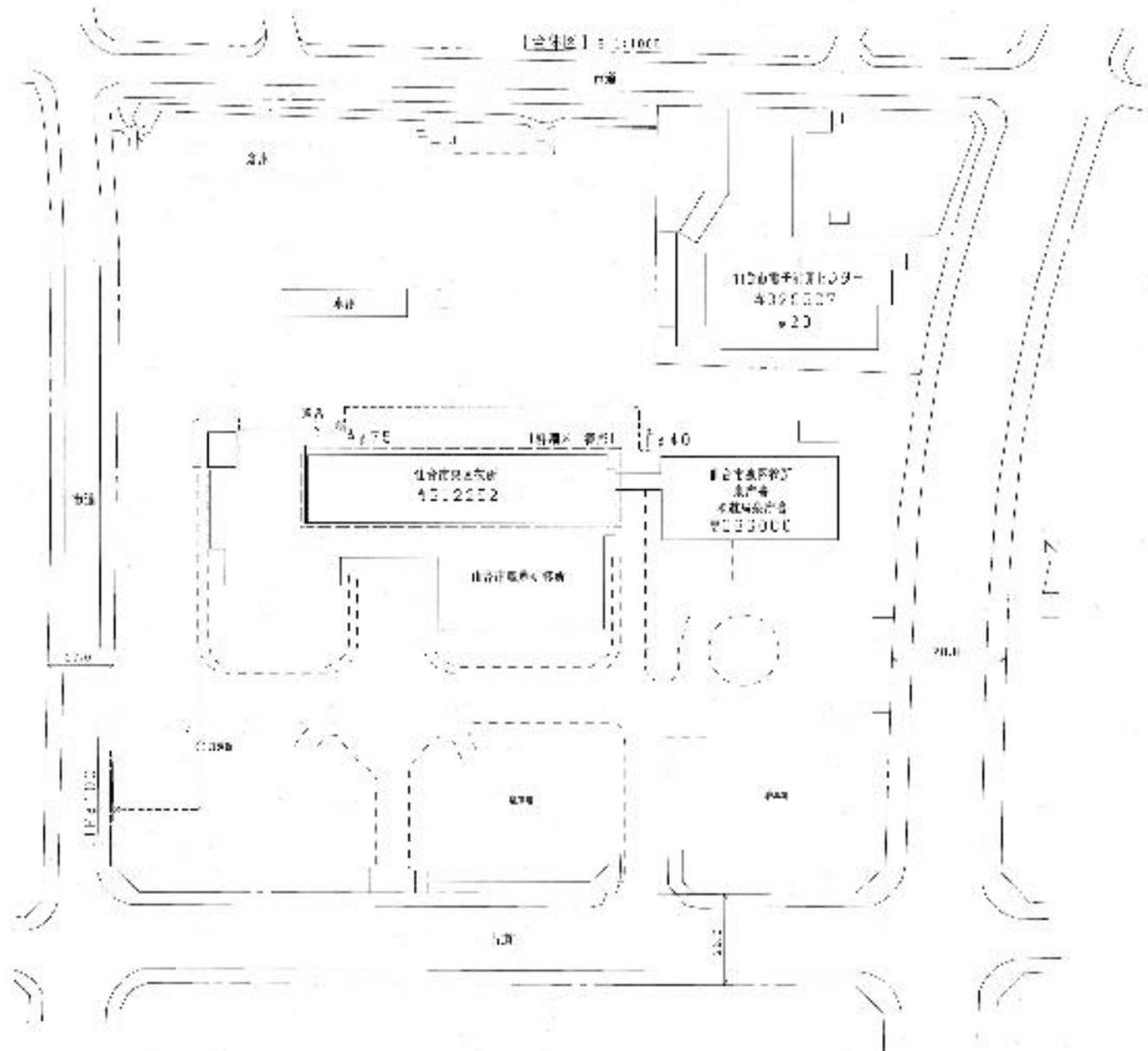
仙台市ガス局  
供給企画課





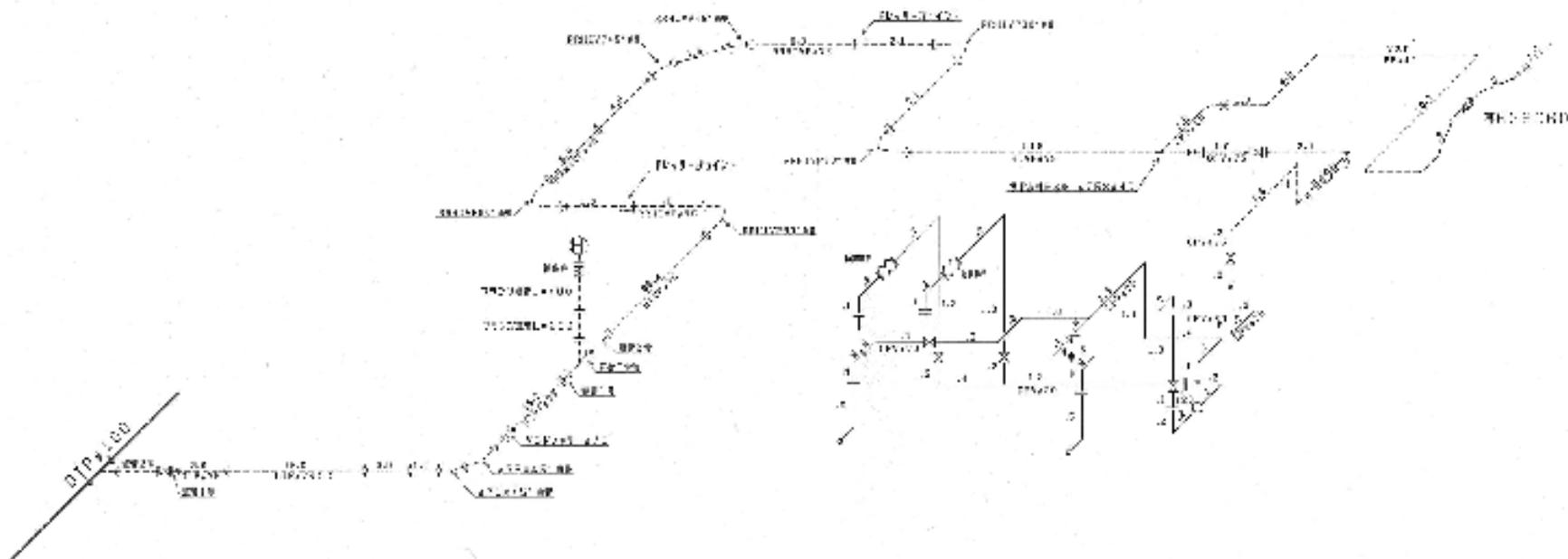


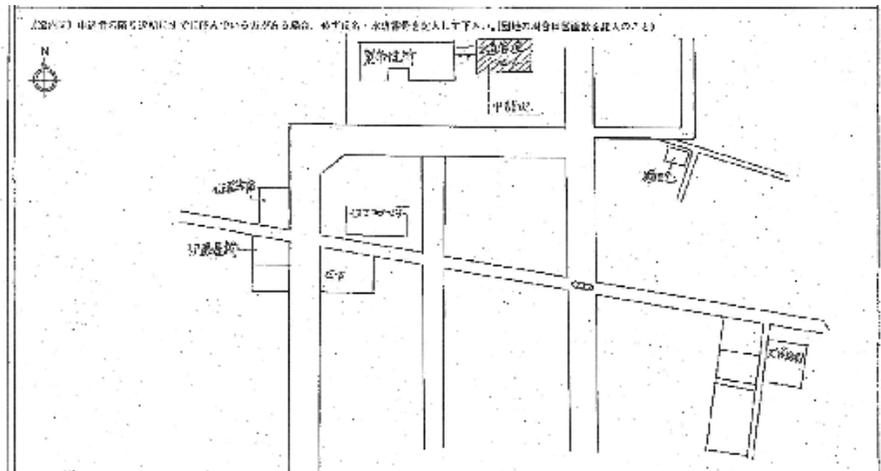
DE002149





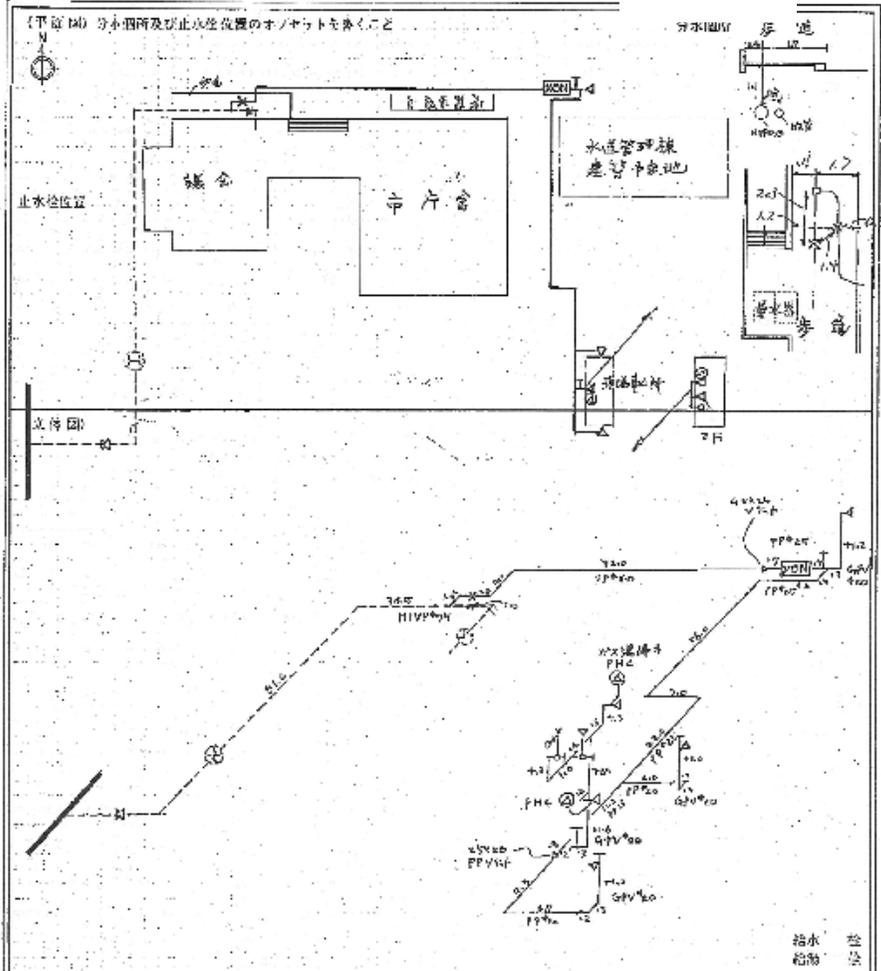
CG002146





上記の(1) 図に示す範囲に設けられた給水装置の設置場所は、必ずしも、本図に示す位置に限定されず、図に示す範囲内を自由に設定するものとする。

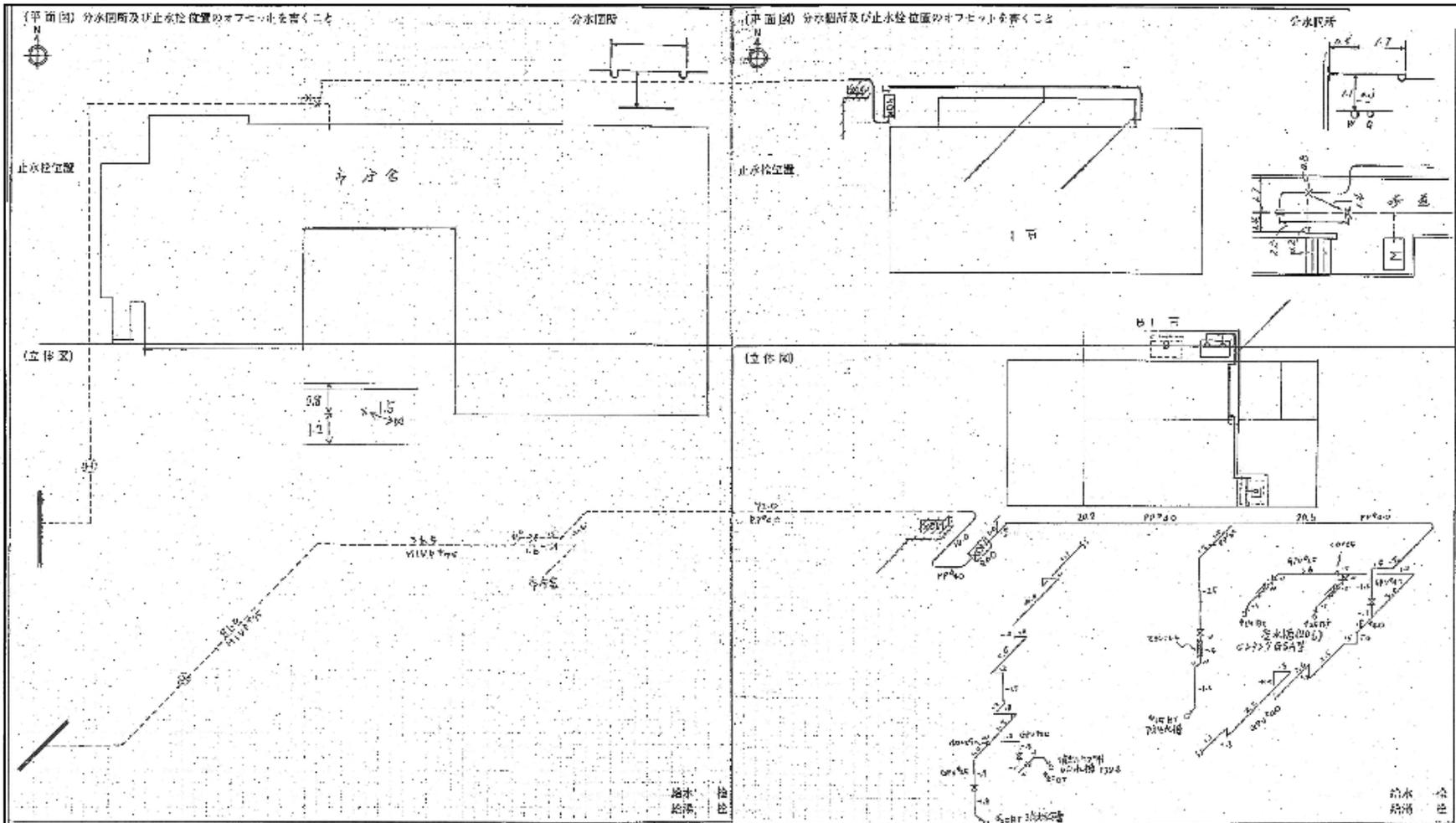
一地区庁舎名	水源地所有者名	その他の取組者名
会 議 室	〇〇〇〇	検査予定年月日 60年7月19日 時10
地区コード 127-068-003		検査年月日 年 月 日 時
		材料検査年月日 年 月 日



施工検査チェックリスト

項目	検査内容	検査結果	検査者	検査日	検査時間	検査場所
配管	水圧試験	合格	〇〇〇	60年7月19日	10時	会議室
止水栓	止水栓の取付位置	合格	〇〇〇	60年7月19日	10時	会議室
給水栓	給水栓の取付位置	合格	〇〇〇	60年7月19日	10時	会議室
給水設備	給水設備の取付位置	合格	〇〇〇	60年7月19日	10時	会議室

泉区役所建替事業 要求水準書別添資料3 社会基盤現況図(東庁舎給水装置設置竣工図等)



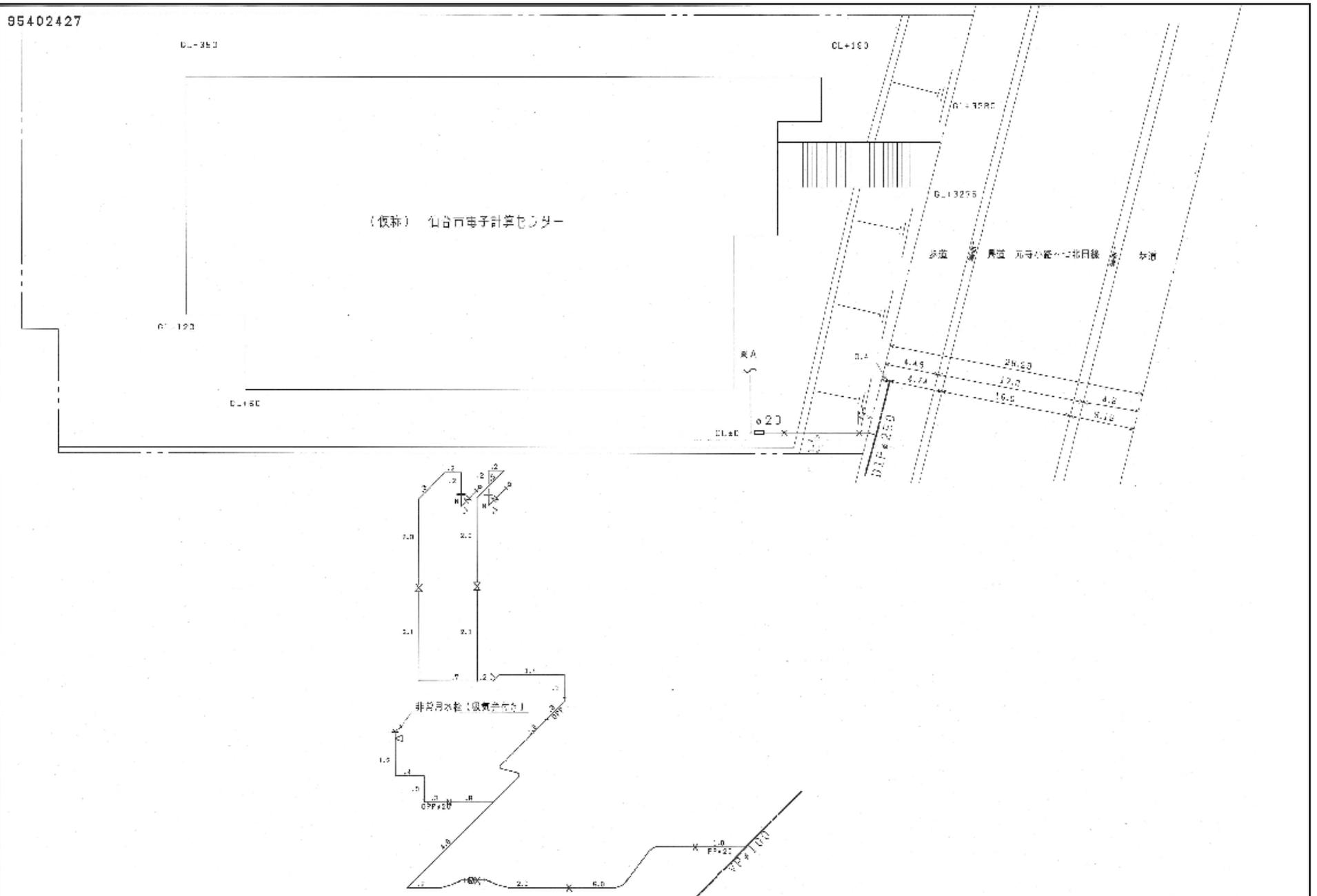
竣工検査チェックリスト

検査項目	検査内容	検査結果	検査者	検査日
配管区画	使用器具	✓		
止水栓位置	止水栓位置	✓		
分水箇所	分水箇所	✓		
給水設備	給水設備	✓		
その他	その他	✓		

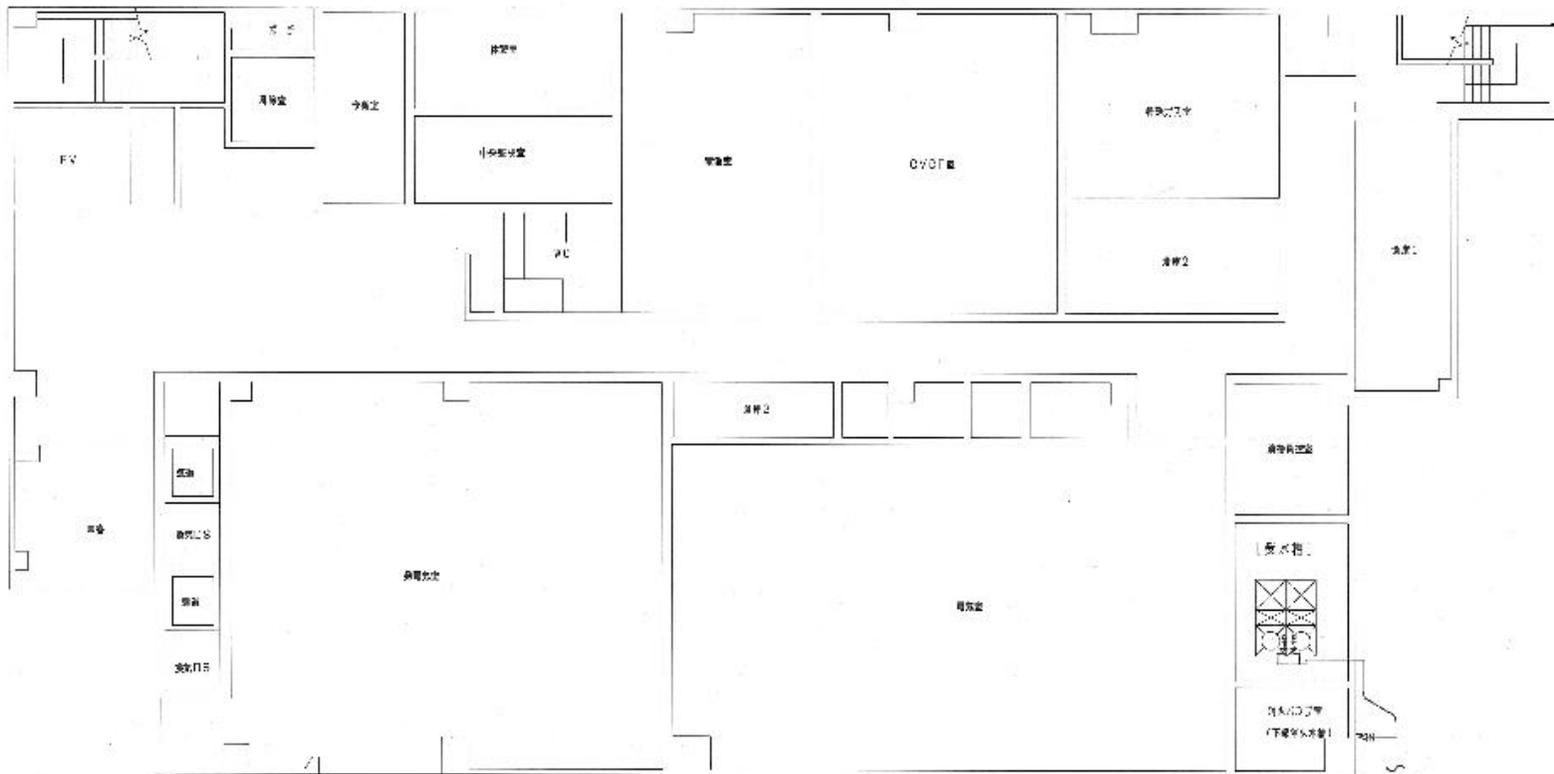
竣工検査チェックリスト

検査項目	検査内容	検査結果	検査者	検査日
配管区画	使用器具	✓		
止水栓位置	止水栓位置	✓		
分水箇所	分水箇所	✓		
給水設備	給水設備	✓		
その他	その他	✓		

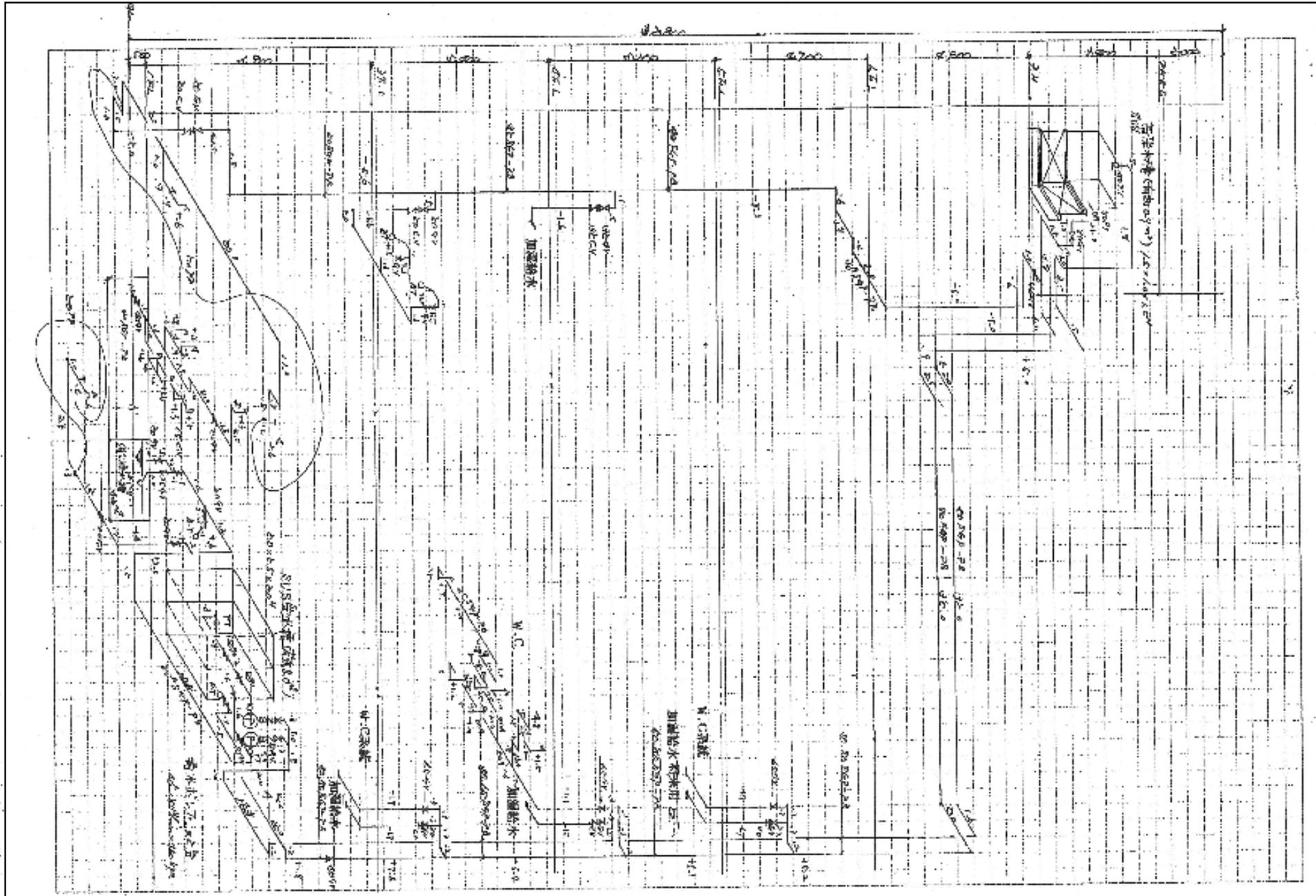
95402427

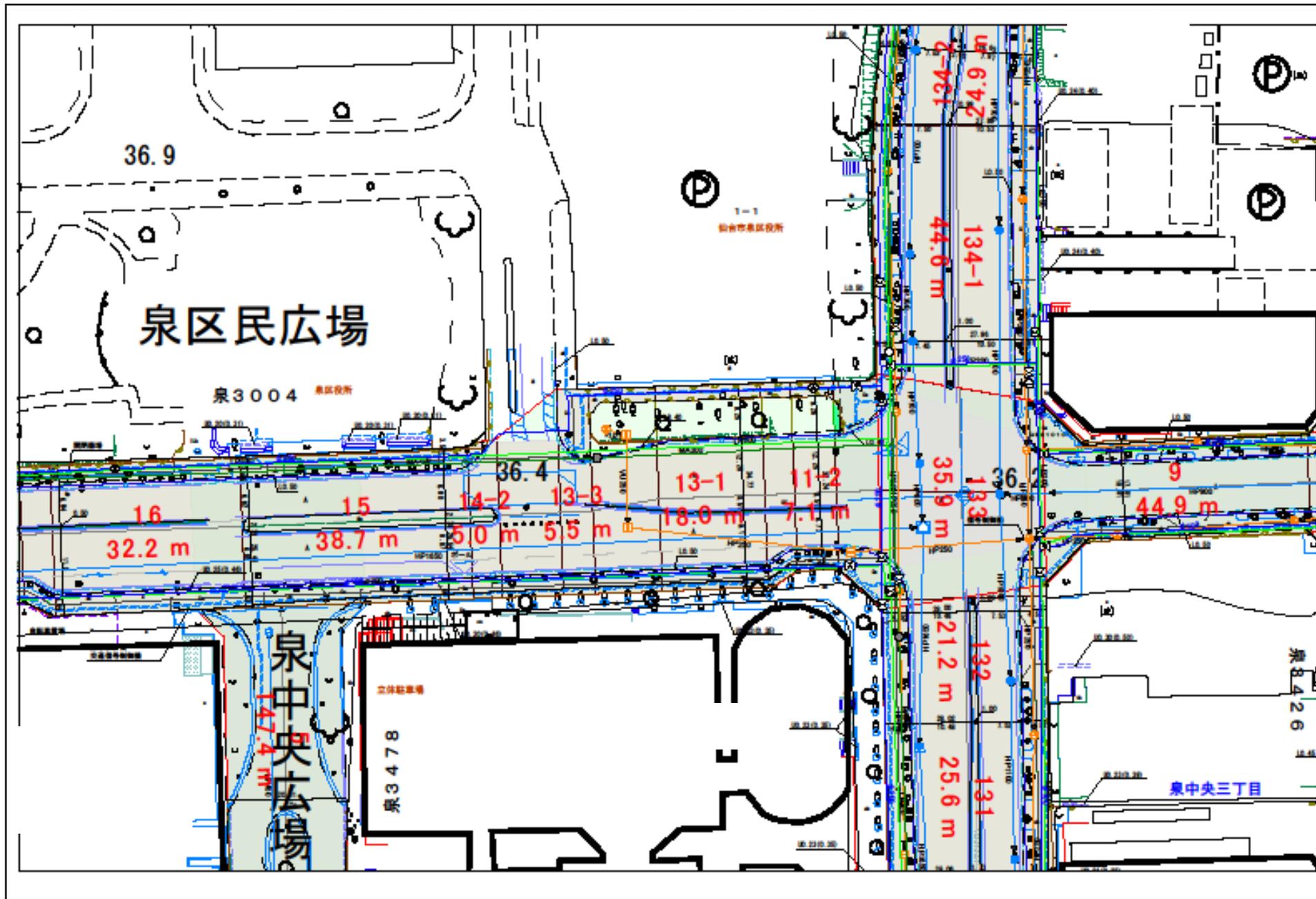


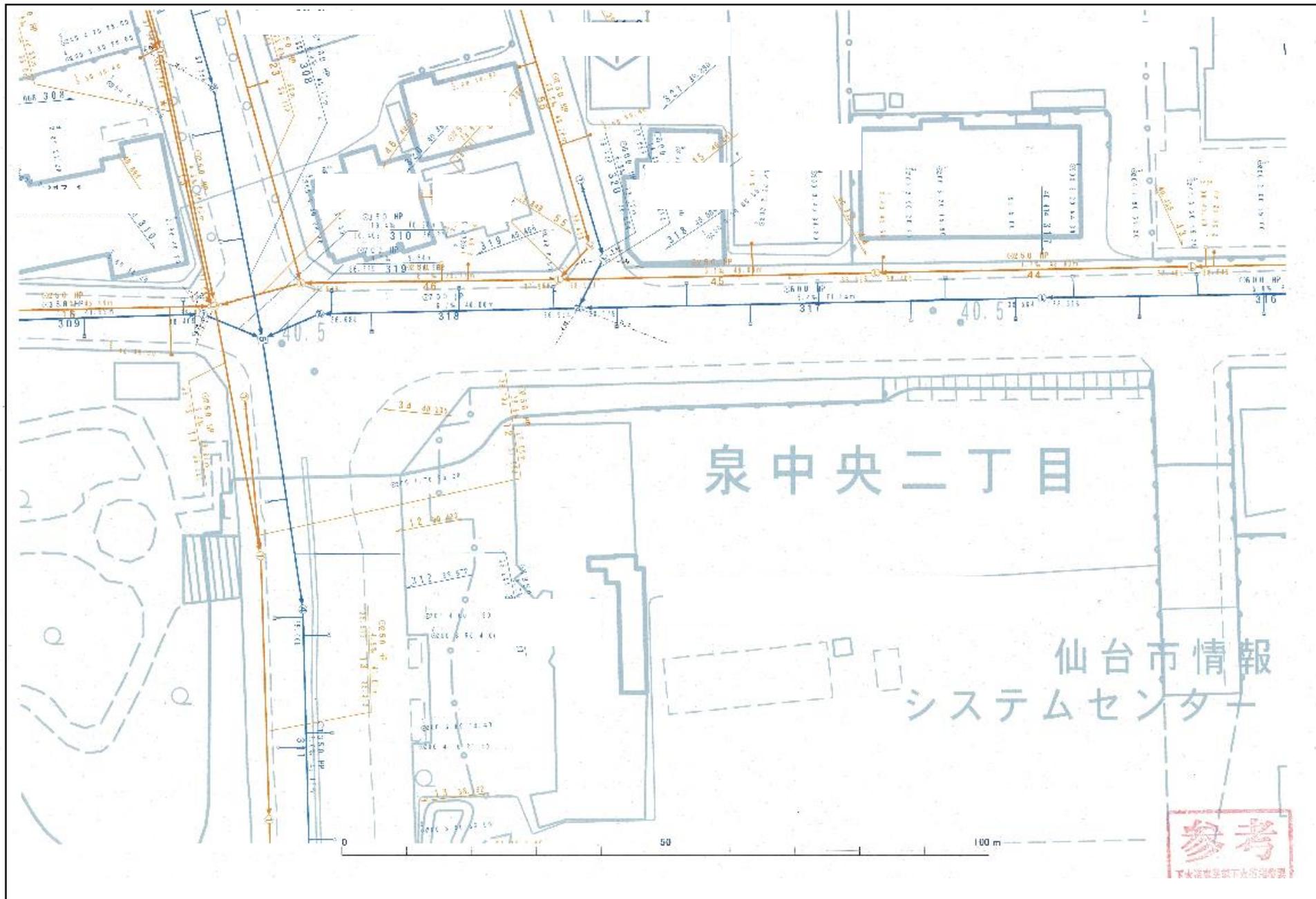
95402427

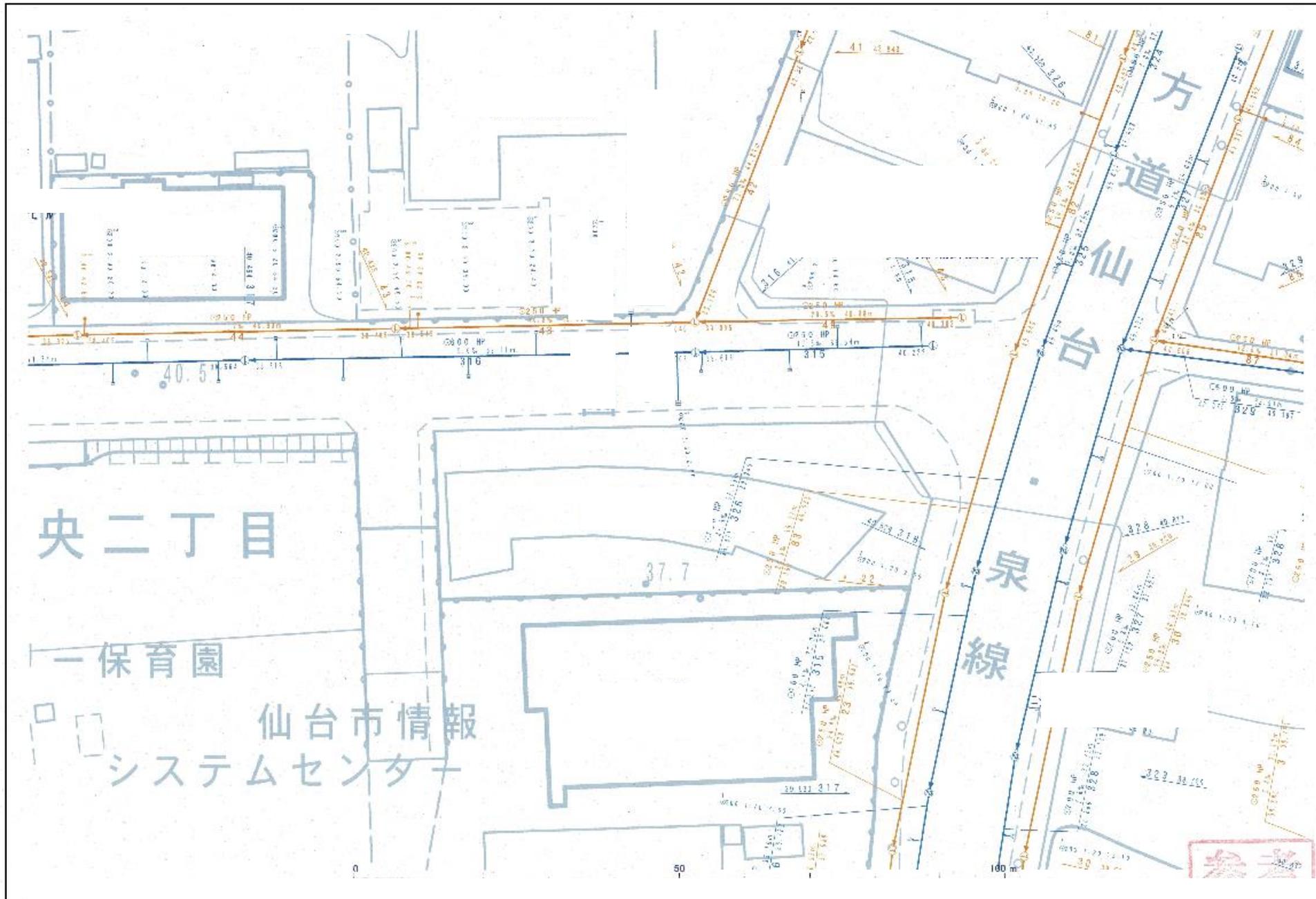


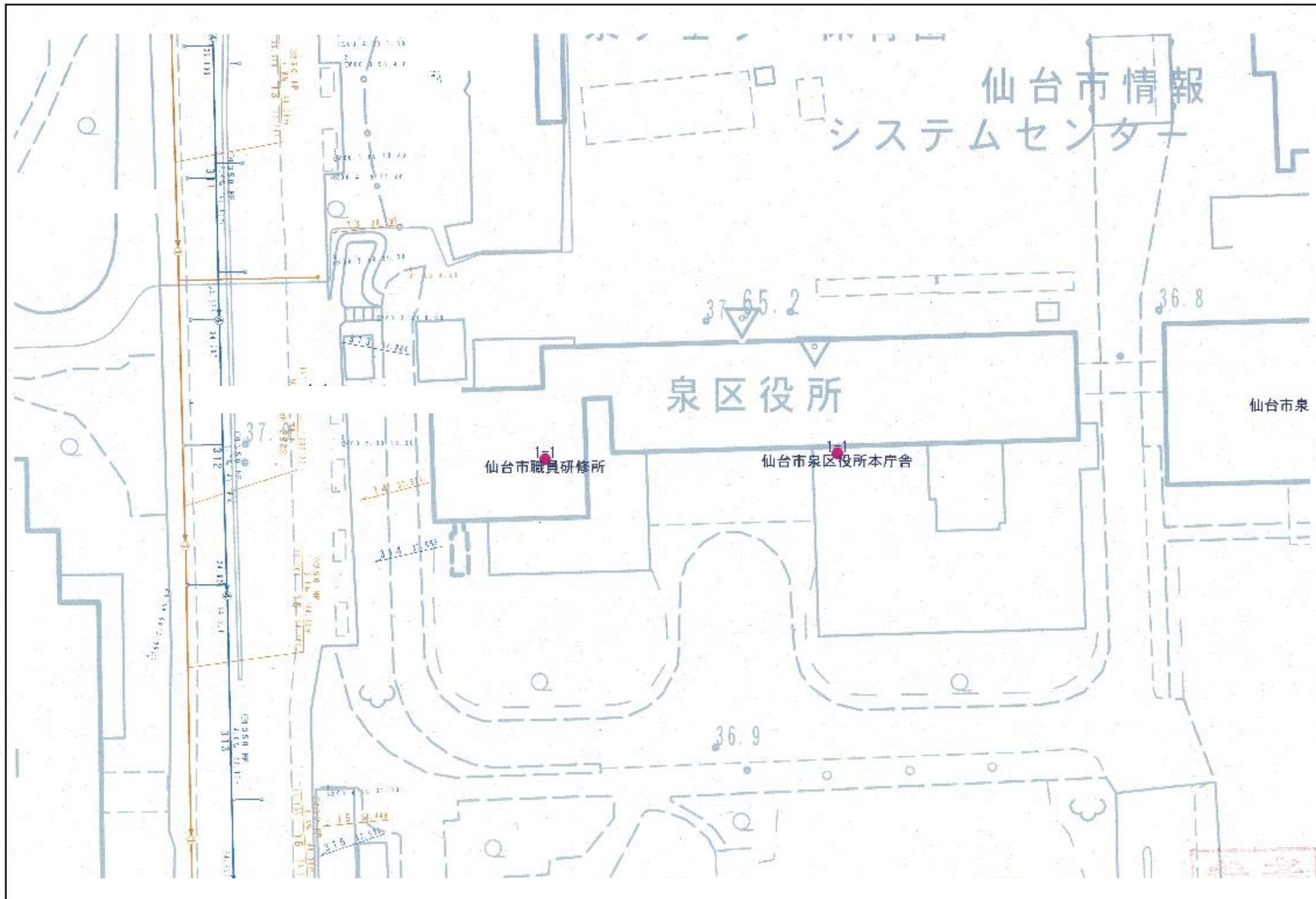
貯水容量: 2.5 x 2.5 x 2.0h

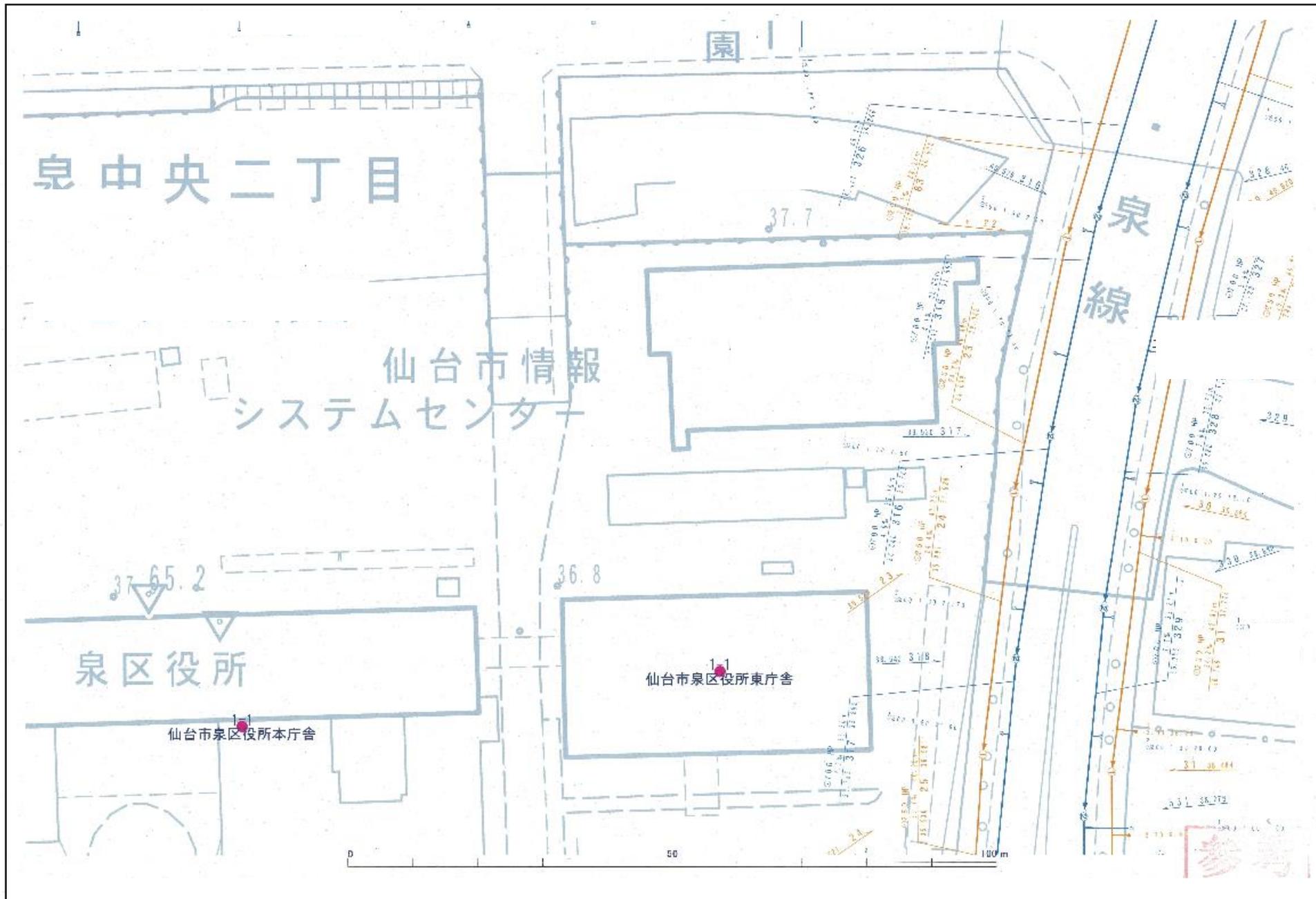




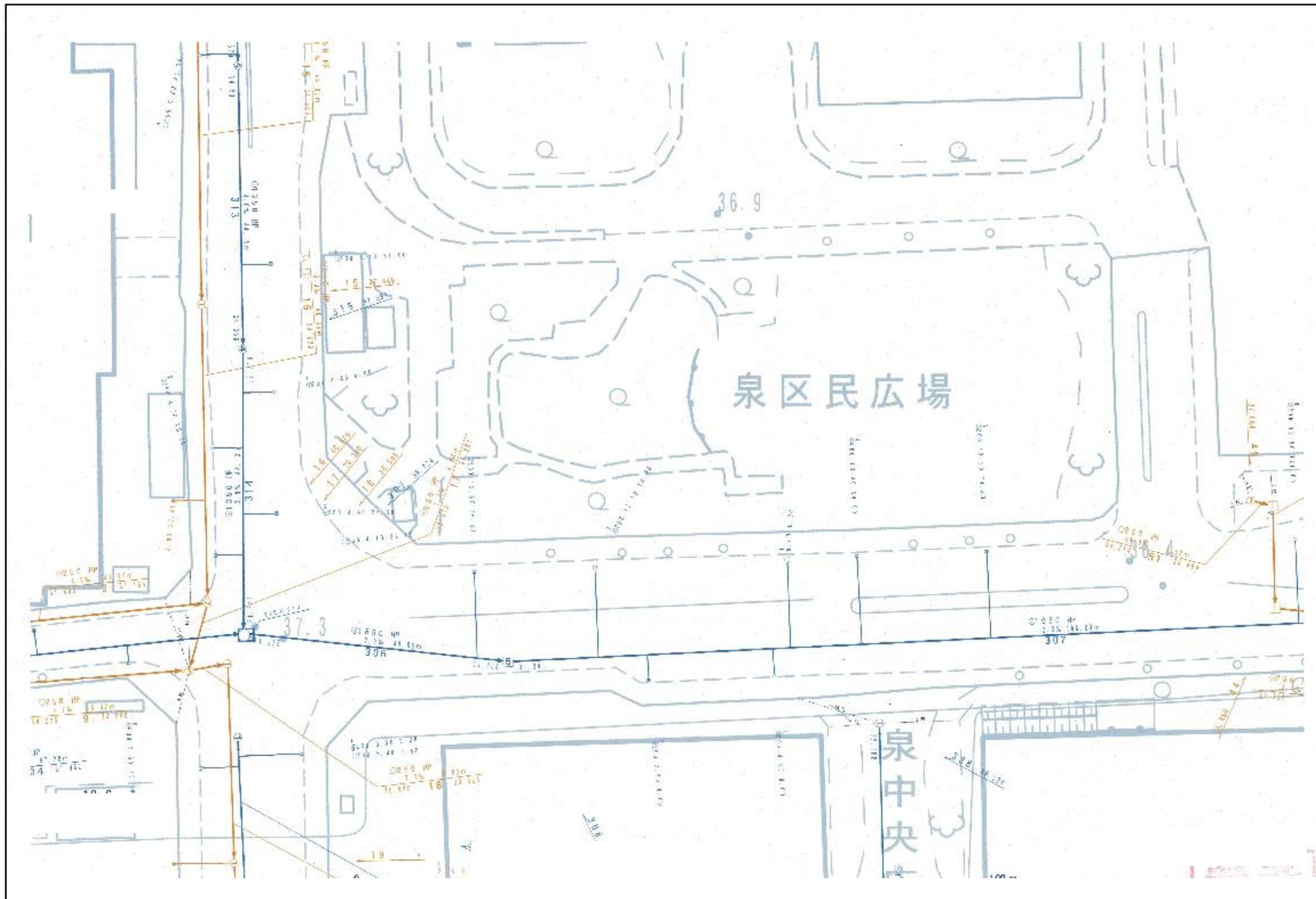


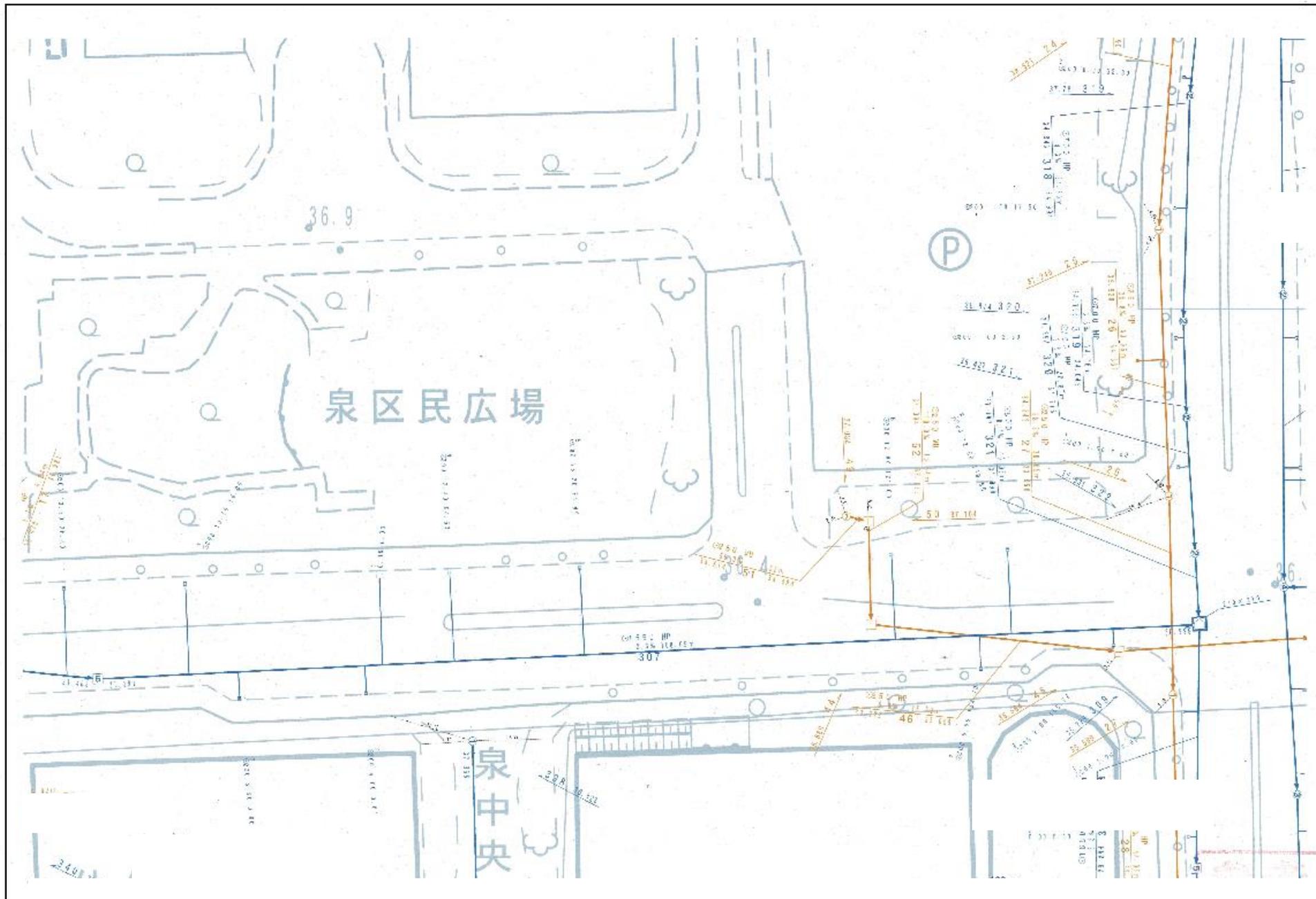














別添資料4 各室性能表

室名	官庁施設の基本的性能基準								室面積 (㎡)	備考
	建築非構造部材	耐火	初期火災	音環境	光環境	熱環境	空気環境	情報化対応性		
<b>執務部分</b>										
区長室	A	IV	II	II	II	II	I	II	35	総務課と同じフロアとすること
副区長室	A	IV	II	II	II	II	I	II	30	総務課と同じフロアとすること。
応接室	A	IV	II	II	II	II	I	III	20	区長室と近接させること。
総務課執務室	B	IV	II	III	II	II	I	II	144	以下を設置できるよう計画すること。 ・基幹システム・住基照会システム (70 cm×130 cm) ・FAX (90 cm×100 cm)
総務課特別室 (入札室)	B	IV	II	II	II	II	I	III	適宜	総務課執務室と近接させること。
総務課打合せ室	B	IV	II	II	II	II	I	III	適宜	総務課執務室と近接させること。
区民部倉庫	B	II	I	III	III	III	II	-	60	区民部と共用とすること。
総務課倉庫 (選挙用)	B	II	I	III	III	III	II	-	35	
区共用書庫	B	II	I	III	III	III	I	-	400	泉区各課共用とすること。
戸籍住民課執務室	B	IV	II	III	II	II	I	II	389	利用者動線考慮正面玄関に近い配置とすること。 以下を設置予定できるよう計画すること。 ・住民情報システム ・戸籍システム ・住基ネットワークシステム ・庁内 LAN
戸籍住民課倉庫	B	II	I	III	III	III	II	-	45	
委託業者休憩室	B	IV	II	III	II	II	I	-	15	戸籍住民課執務室に隣接させること。
DV 支援受付室	B	IV	II	III	II	II	I	III	15	戸籍住民課執務室と往来可能とすること。 個室とし、出入口を2方向に設けること。
戸籍住民課待合ロビー	A	IV	II	-	III	II	I	III	適宜	来庁者が多い窓口と近接し、来庁者利便性を考慮すること。
税務会計課執務室	B	IV	II	III	II	II	I	II	102	
指定金融機関受付	B	IV	II	III	II	II	I	II	7	税務会計課内に設置すること。
税務会計課待合ロビー	A	IV	II	-	III	II	I	III	適宜	来庁者が多い窓口と近接し、来庁者利便性を考慮すること。
まちづくり推進課執務室	B	IV	II	III	II	II	I	II	178	

まちづくり推進部倉庫	B	II	I	III	III	III	II	-	50	まちづくり推進部共用とすること。
作業室	B	IV	II	III	II	II	I	III	15	まちづくり推進課と近接させること。
打合せ室	B	IV	II	II	II	II	I	III	20	まちづくり推進課と近接させること。
区民生活課執務室	B	IV	II	III	II	II	I	II	102	
市民相談室	B	IV	II	II	II	II	I	III	30	区民生活課と近接、職員常駐出入口を2方向に設けること。 出入口は引き戸とすること。 非常用呼出装置を設置すること。
災害備品倉庫	B	II	I	III	III	III	II	-	40	
保健福祉センター所長室	B	IV	II	III	II	II	I	II	30	管理課と隣接させること。
管理課執務室	B	IV	II	III	II	II	I	II	140	通常利用者との動線分離させること。 感染症管理・人口動態入力用のスペース（1.0m×3.0m）を設けること。
処置室	A	IV	II	III	II	II	I	III	40	感染症対応物品・廃棄物倉庫と近接させること。 HIV 採血場所として医療法適用区域とすること。 専用手洗い、保管庫を設置すること。
保健福祉センター倉庫	B	II	I	III	III	III	II	-	115	保健福祉センター共用とすること。
感染症対応物品・廃棄物倉庫	B	II	I	III	III	III	II	-	35	処置室・歯科健診室と近接させること。 医療法適用居室とすること。
家庭健康課執務室	B	IV	II	III	II	II	I	II	399	子ども家庭応援センターフロア、保育給付課と隣接させること。 乳児や児童への配慮 受付と待合スペースを設けること。 以下を設置できるよう計画すること。 ・基幹システム・住基照会 10 台 ・各業務システム 12 台
相談室（家庭健康課）	A	IV	II	II	II	II	I	III	7	家庭健康課と隣接させること。 4室計画すること。 緊急呼出ブザーを設置すること。
面接室	B	IV	II	II	II	II	I	III	10	家庭健康課と近接させること。
作業室兼書庫	B	II	I	III	II	II	I	-	25	家庭健康課と近接させること。
健康診査室 1	A	IV	II	II	II	II	I	III	121	健診フロアに設置すること。 診察スペースを2カ所設け、各スペースはカーテンで仕切り、それぞれに洗面台を設置すること。 冷暖房設備は独立単独系統で設置すること。
健康診査室 2	A	IV	II	II	II	II	I	III	85	健診フロアに設置すること。 健康診査室1とはパーティションにより仕切ること。

										冷暖房設備は独立単独系統で計画すること。
健康教育室 1	A	IV	II	II	II	II	I	III	85	健診フロアに設置すること。 洗面台を設置すること。 冷暖房設備は独立単独系統で計画すること。
健康教育室 2	A	IV	II	II	II	II	I	III	65	健診フロアに設置すること。 健康教育室 1 とはパーティションにより仕切ること。 冷暖房設備は独立単独系統で計画すること。
相談室 1～4 (健診用)	A	IV	II	II	II	II	I	III	28	健診フロアに設置すること。
歯科健診室	A	IV	II	II	II	II	I	III	25	健診フロアに設置すること。 以下を設置できるように計画すること。 ・ユニット 1 台 ・殺菌保管庫 ・小型滅菌機 ・指導用洗面台・鏡 ・媒体用展示キャビネット
消毒室・洗濯室	B	IV	II	III	II	II	I	III	10	健診フロアに設置すること。 給排水設備を設置すること。 物干しスペースを設けること。
ミニ調理室	A	III	II	III	II	II	I	-	5	健診フロアに設置すること。 水道・流し台を設置すること。 電磁調理用電源・冷蔵庫用電源を設置すること。 離乳食教室用サンプル調理食材や調理器具・食器を補完できる戸棚を設置できるように計画すること。
健診時待合スペース	A	IV	II	-	III	II	I	III	180	健診フロアに設置すること。 冷暖房設備は独立単独系統で計画すること。
家庭健康課待合ロビー	A	IV	II	-	III	II	I	III	70	子ども家庭応援センターフロア，保育給付課と隣接させること。 乳児や児童への配慮
災害時保健活動物品庫	B	II	I	III	III	III	II	-	45	
保育給付課執務室	B	IV	II	III	II	II	I	II	238	子ども家庭応援センターフロア，家庭健康課と隣接させること。 乳児や児童への配慮
作業室	B	IV	II	II	II	II	I	III	14	保育給付課と隣接させること。
作業室兼書庫	B	II	I	III	II	II	I	-	30	保育給付課と近接させること。
保育給付課待合ロビー	A	IV	II	-	III	II	I	III	70	子ども家庭応援センターフロア，家庭健康課と隣接させること。 乳児や児童への配慮
障害高齢課執務室	B	IV	II	III	II	II	I	II	357	来庁者が多い窓口と近接し，来庁者利便性を考慮すること。 多目的トイレ（オストメイト）と近接させること。

										以下を設置できるよう計画すること。 ・基幹システム・住機照会 ・敬老乗車証・ふれあい乗車証発行機システム
作業室	B	IV	II	II	II	II	I	III	20	障害高齢課と近接させること。
書庫	B	II	I	III	III	II	I	-	30	障害高齢課と近接させること。
相談室 1～3	A	IV	II	II	II	II	I	III	42	障害高齢課と隣接させること。
障害高齢課待合ロビー	A	IV	II	-	III	II	I	III	143	来庁者が多い窓口と近接し、来庁者利便性を考慮すること。
介護保険課執務室	B	IV	II	III	II	II	I	II	144	来庁者が多い窓口と近接し、来庁者利便性を考慮すること。 基幹システム・介護保険を設置できるよう計画すること。
作業室兼書庫	B	II	I	III	II	II	I	-	25	介護保険課と近接させること。
介護保険課待合ロビー	A	IV	II	-	III	II	I	III	70	来庁者が多い窓口と近接し、来庁者利便性を考慮すること。
保護課執務室	B	IV	II	III	II	II	I	II	255	他の来庁者とは動線を分離した計画とすること。 執務室には施錠できる計画とすること。 以下を設置できるよう計画すること。 ・生活保護システム ・医療レセプトシステム ・基幹システム・住基照会
書庫	B	II	I	III	III	II	I	-	10	
相談室 1～3	A	IV	II	II	II	II	I	III	21	保護課と隣接させること。
ハローワーク執務室	B	IV	II	III	II	II	I	II	20	保護課と同じフロアに計画すること。
保護課待合ロビー	A	IV	II	-	III	II	I	III	30	利用者に配慮し執務室と一体的に計画すること。
保険年金課執務室	B	IV	II	III	II	II	I	II	314	来庁者が多い窓口と近接し、来庁者利便性を考慮すること。 以下を設置できるよう計画すること。 ・基幹システム・国保・年金・医療助成（端末18台,プリンター8台） ・国保連レセプト管理システムパソコン（端末2台,プリンター1台） ・年金ネットパソコン（端末1台） ・後期高齢広域パソコン（端末3台,プリンター1台）
書庫	B	II	I	III	III	II	I	-	30	
作業室	B	IV	II	II	II	II	I	III	20	保険年金課と近接させること。
保険年金課待合ロビー	A	IV	II	-	III	II	I	III	85	来庁者が多い窓口と近接し、来庁者利便性を考慮すること。
衛生課執務室	B	IV	II	III	II	II	I	II	102	食品衛生協会事務所と隣接させること。 生活衛生情報システムを節できるよう計画すること。

申請受付・相談窓口スペース	A	IV	II	-	II	II	I	II	20	衛生課と隣接させること。
指導室	B	IV	II	III	II	II	I	III	20	衛生課と近接させること。
試験検査室	A	II	I	III	II	II	I	III	30	
食品衛生協会事務所	B	IV	II	III	II	II	I	II	25.5	衛生課と隣接させること。
公園課執務室	B	IV	II	III	II	II	I	II	144	道路課・街並み形成課と同じフロアに計画すること。 仙台市市民利用施設予約システムを設置できるように計画すること。
設計室	B	II	I	III	II	II	I	II	20	公園課と近接させること。
建設部倉庫	B	II	I	III	III	III	II	-	10	建設部共用とすること。
書庫	B	II	I	III	III	II	I	-	20	公園課と近接させること。
道路課執務室	B	IV	II	III	II	II	I	II	221	公園課・街並み形成課と同じフロアに計画すること。 以下を設置できるように計画すること。 ・道路占用台帳システム ・道路管理システム
書庫	B	II	I	III	III	II	I	-	45	道路課と近接させること。
閲覧室	B	II	I	III	II	II	I	III	20	道路課と近接させること。
設計積算室	B	II	I	III	II	II	I	II	30	道路課と近接させること。
街並み形成課執務室	B	IV	II	III	II	II	I	II	93	公園課・道路課と同じフロアに計画すること。 建築計画概要書等ファイリングシステムを設置できるように計画すること。 応接スペースを設けること。
書庫	B	II	I	III	III	II	I	-	45	
都市計画縦覧システム	B	II	I	III	III	III	II	III	5	執務室、相談打合せスペースと近接させること。
縦覧相談打合せスペース	A	IV	II	III	II	II	I	III	15	執務室近接・都市計画縦覧システムスペースと隣接させること。
水道料金センター	A	IV	II	III	II	II	I	II	適宜	
更衣室	B	IV	II	III	III	-	I	-	適宜	各課と同じフロアに計画すること。
会議室（20席）1	B	IV	II	II	II	II	I	III	40	
会議室（20席）2	B	IV	II	II	II	II	I	III	40	
会議室（20席）3	B	IV	II	II	II	II	I	III	40	
会議室（20席）4	B	IV	II	II	II	II	I	III	40	
会議室（30席）	B	IV	II	II	II	II	I	III	60	
会議室（50席）	B	IV	II	II	II	II	I	III	100	
会議室（100席）	B	IV	II	II	II	II	I	III	350	
<b>共用部分</b>										
待合ロビー（総合案内）	A	IV	II	-	III	II	I	III	適宜	来庁者から視認しやすい場所に、総合受付カウンター及び総合受付板を設置すること。

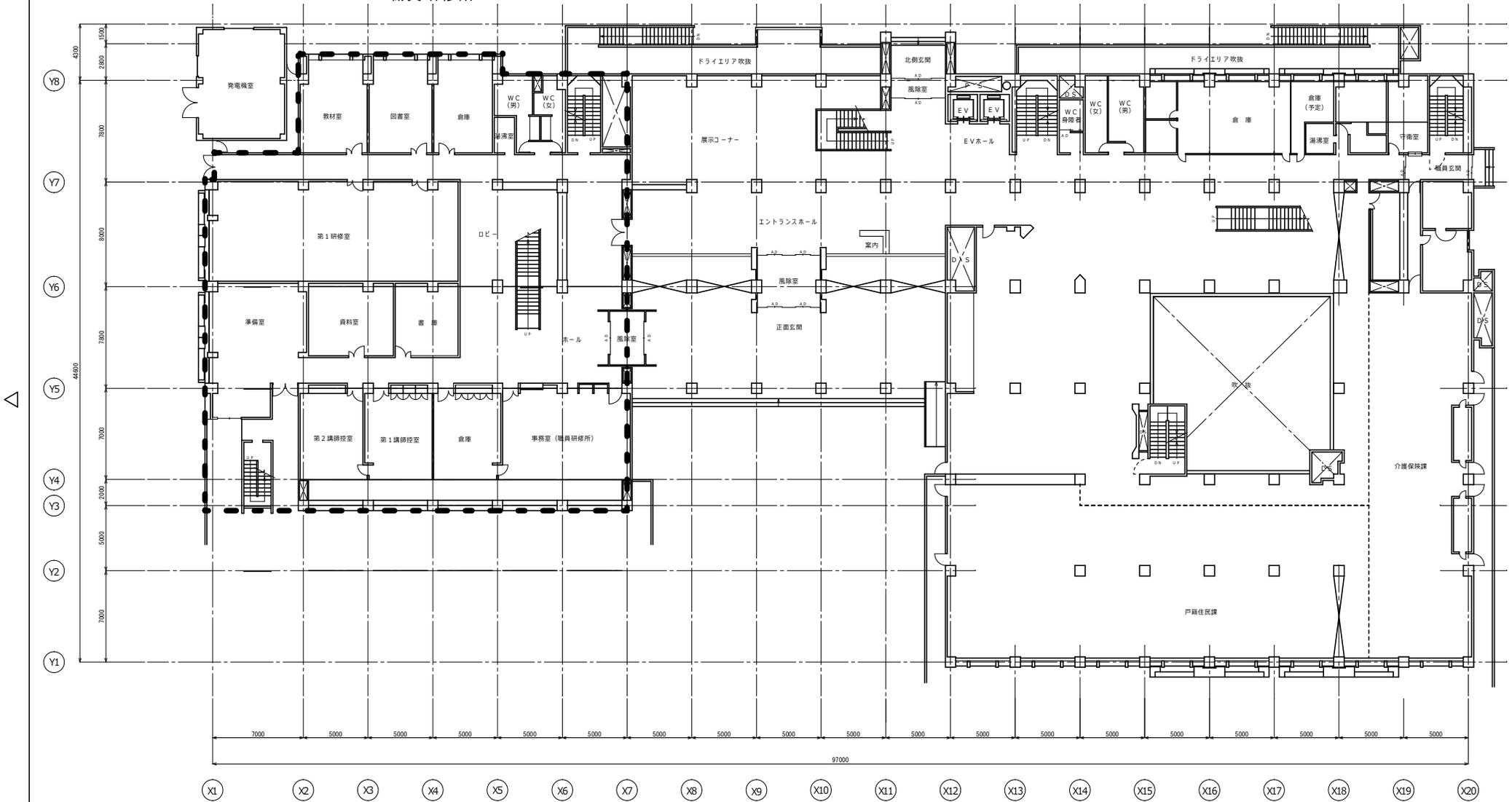
										<p>総合受付カウンターから視認しやすい場所にキッズスペース (20.0 m<sup>2</sup>) を設置すること。</p> <p>キッズスペースの床材・仕切材はクッション性のあるものとする。</p> <p>ベビーカーを置けるスペースを確保すること。</p> <p>市民参画スペースを設けること。</p> <p>映像配信機器を設置できるよう計画すること。</p>
区民ホール	A	IV	II	-	III	II	I	III	適宜	<p>待合ロビー等と隣接させること。</p> <p>ホール内音響システムを設置すること。</p>
授乳室	A	IV	II	II	III	II	I	-	適宜	<p>健診フロア等の利用が想定されるフロアに設置すること。</p> <p>女性用・男性用に各1室設置すること。</p> <p>折り畳み式のベビーベッドを設置すること。</p> <p>外部からの施設に配慮した授乳スペースを設けること。</p> <p>ミニキッチン、洗面台を設置すること。</p> <p>冷暖房設備は独立単独系統で計画すること。</p>
守衛室	B	IV	II	II	II	II	I	II	適宜	<p>休日・夜間来庁者に対応できる窓口カウンターを設けること。</p> <p>畳敷きの仮眠スペース (押入付き) を設けること。</p> <p>前室を設け、ミニキッチンを設置すること。</p>
廊下	A	IV	II	-	III	II	I	III	適宜	<p>各課前に少人数の来庁者待合スペースの配置を設けること。</p> <p>配架ラックの設置等も考慮</p>
トイレ	B	IV	II	III	III	-	II	-	適宜	<p>洗浄機付き暖房便座とすること。</p> <p>男女ともベビーチェア付き個室とおむつ交換台設置すること。</p>
給湯室	B	IV	II	III	III	-	II	-	適宜	<p>各階1か所 ゴミの収集スペースを設けること。</p> <p>給湯設備を設置すること。</p>
更衣室	B	IV	II	III	III	III	I	III	適宜	<p>各階男女 各1か所設置すること。</p>
医務室	B	IV	II	III	II	II	I	III	適宜	
洗濯室・乾燥室	B	IV	II	III	III	III	II	-	適宜	<p>洗濯機・乾燥機が置けるスペースを設けること。</p>
シャワー室	B	IV	II	III	III	III	II	-	適宜	
印刷室	B	IV	II	III	III	III	II	III	適宜	<p>リソグラフ、裁断機、紙折り機の配置及び簡易作業スペースを設けること。</p>
電話交換室・交換機室	B	IV	II	III	III	III	I	III	適宜	
清掃業務受託者休憩室	B	IV	II	III	III	II	I	III	適宜	<p>掃除用具置場を併設すること。</p>
施設管理受託者休憩室	B	IV	II	III	III	II	I	III	適宜	<p>施設管理、受付等の業務ができるスペースを設けること。</p>
物品集配スペース	B	IV	II	III	III	III	II	III	適宜	<p>雨天時搬入を考慮すること。</p>

ごみ収納スペース	B	IV	II	III	III	-	II	-	適宜	
<b>職員研修所部分</b>										
職員研修所事務室	B	IV	II	III	II	II	I	II	適宜	職員研修所は全て同じフロアに計画すること。 研修所出入口に近い配置とし、受付窓口を設置すること。 各研修室の状況を映像・音声の両方で確認できるモニターセットを設置すること。 研修室への放送機器を設置すること。
職員研修所資料室兼準備室	B	II	I	III	II	II	I	-	適宜	職員研修所は全て同じフロアに計画すること。
打合せ室兼講師控室	B	IV	II	III	II	II	I	III	適宜	職員研修所は全て同じフロアに計画すること。 事務室と近接させること。
職員研修所大研修室	B	IV	II	II	I	I	I	III	適宜	職員研修所は全て同じフロアとすること。 同時に 200 名が研修に利用可能な計画とすること。 移動式間仕切り壁等により室を二つに分割し、同時に研修に利用できる計画とすること。 マイク・スピーカーの利用を想定した防音性能を確保すること。 出入口を 4 か所以上設け、分割時にも各室 2 か所以上の出入口が利用可能な計画とすること。 一部 OA 床とし、コンセント等の配線に利用できる計画とすること。 室内に直射日光が差し込まない計画とし、開口部には遮光カーテン、ブラインドを設けること。 一部照明はつまみ式調光ライトとすること。 天井吊りのプロジェクターを 1 台設置できる計画とすること、なお分割時にも利用可能な計画とすること。 プロジェクターの利用を想定し、投影面となるスクリーン又は白い壁面を確保すること。分割時にも利用可能な計画とすること。
職員研修所小研修室	B	IV	II	II	I	I	I	III	適宜	職員研修所は全て同じフロアに計画すること。 同時に 60 名が利用可能な計画とすること。 出入口を 2 か所以上設けること。 一部 OA 床とし、コンセント等の配線に利用できる計画とすること。 マイク・スピーカーの利用を想定した、防音性能を確保すること。 天井吊りのプロジェクターを 1 台設置できる計画とすること。 プロジェクターの利用を想定し、投影面となるスクリーンの設置又は白い壁面を確保すること。

										室内に直射日光が差し込まない計画とし、開口部には遮光カーテン、ブラインドを設けること。 一部照明はつまみ式調光ライトとすること。
倉庫	B	II	I	III	III	III	II	-	適宜	職員研修所は全て同じフロアに計画すること。 通常の出入口に加え、各研修室から直接出入りできる計画とすること。
職員研修所講師控室1	B	IV	II	III	II	II	I	III	適宜	職員研修所は全て同じフロアに計画すること。 事務室と近接させること。 内部に更衣スペースを設けること。
職員研修所講師控室2	B	IV	II	III	II	II	I	III	適宜	職員研修所は全て同じフロアに計画すること。 事務室と近接させること。 内部に更衣スペースを設けること。
職員研修所倉庫（書庫）	B	II	I	III	III	II	I	-	適宜	職員研修所は全て同じフロアに計画すること。 大研修室・小研修室と近接させること。
ロビー	A	IV	II	-	III	II	I	III	適宜	職員研修所は全て同じフロアに計画すること。 受付、掲示・伝言板、図書設置スペース等を設けること。
<b>福利厚生施設部分</b>										
食堂	A	IV	II	-	III	II	I	III	適宜	席数は50席以上とすること。
物販施設	A	IV	II	-	III	II	I	III	適宜	1階に設け、建物外部からも利用可とすること。 区役所内部からの入り口を設け、閉庁日・閉庁時間帯は区役所側へ直接出入りできない計画とすること。
修養室	B	IV	II	III	III	II	I	III	適宜	男女各1室以上設置すること。 (横になれるスペース、椅子、机を設置するスペースを設けること。)

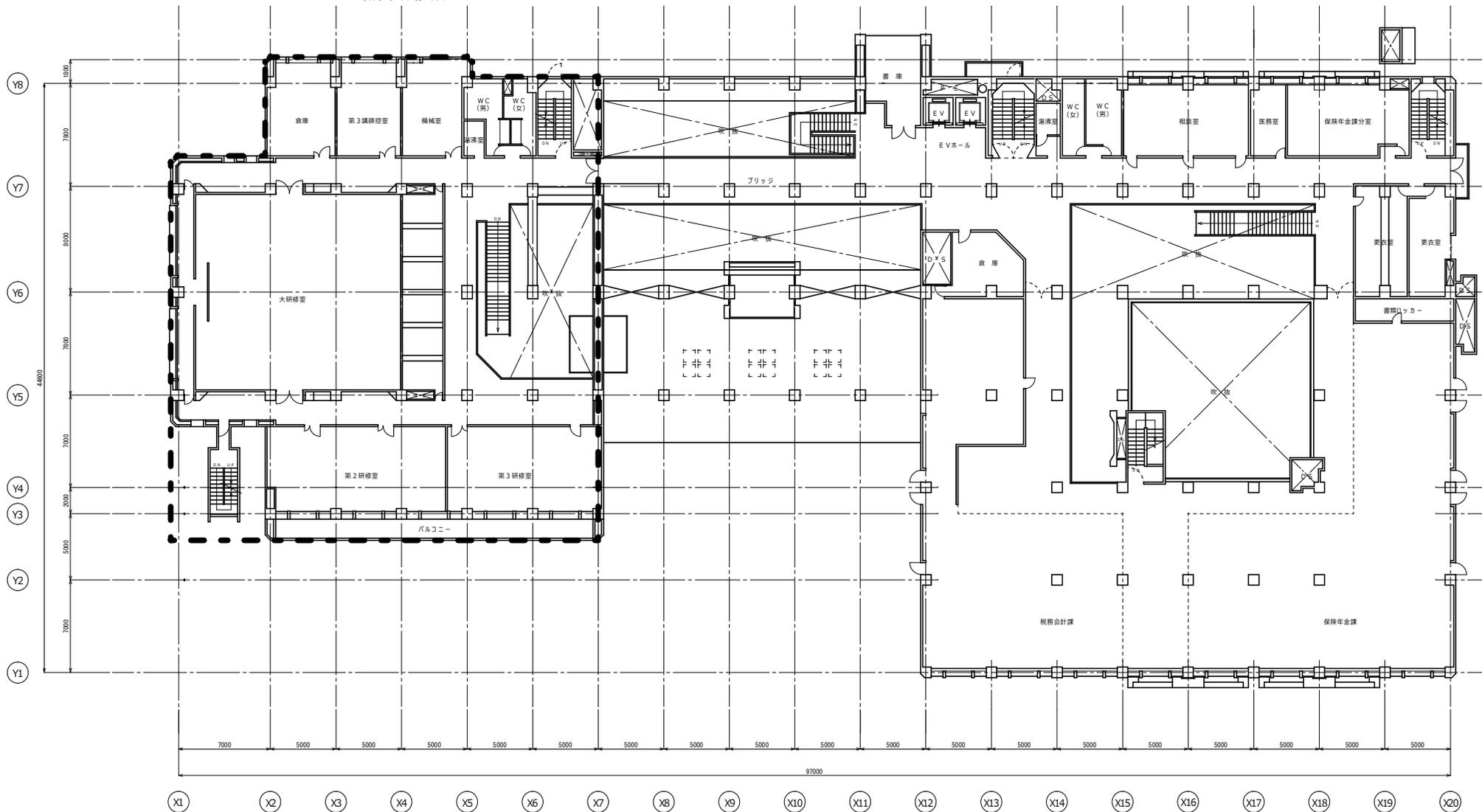


職員研修所

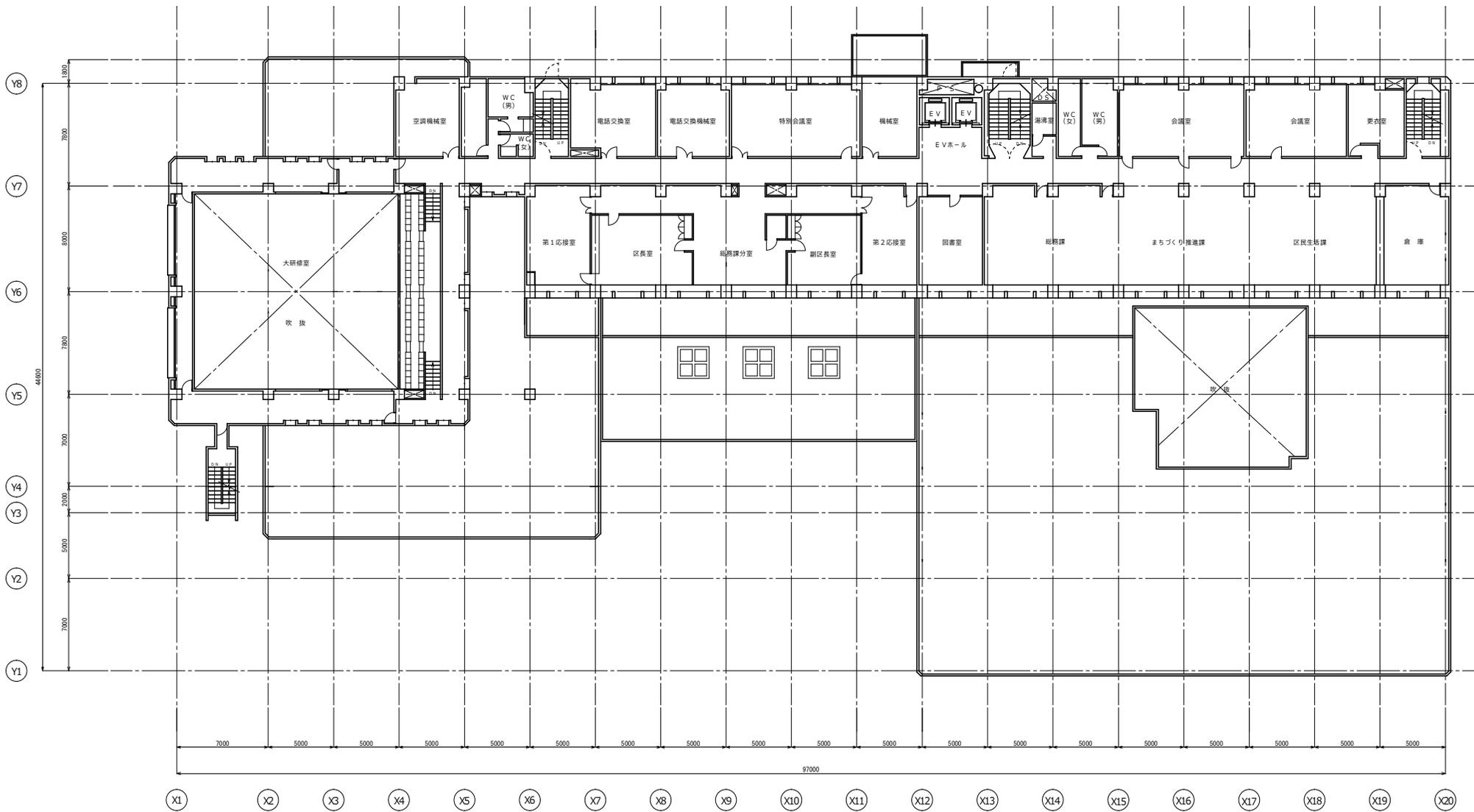


泉区役所本庁舎 1階 平面図 S = 1 / 300

職員研修所

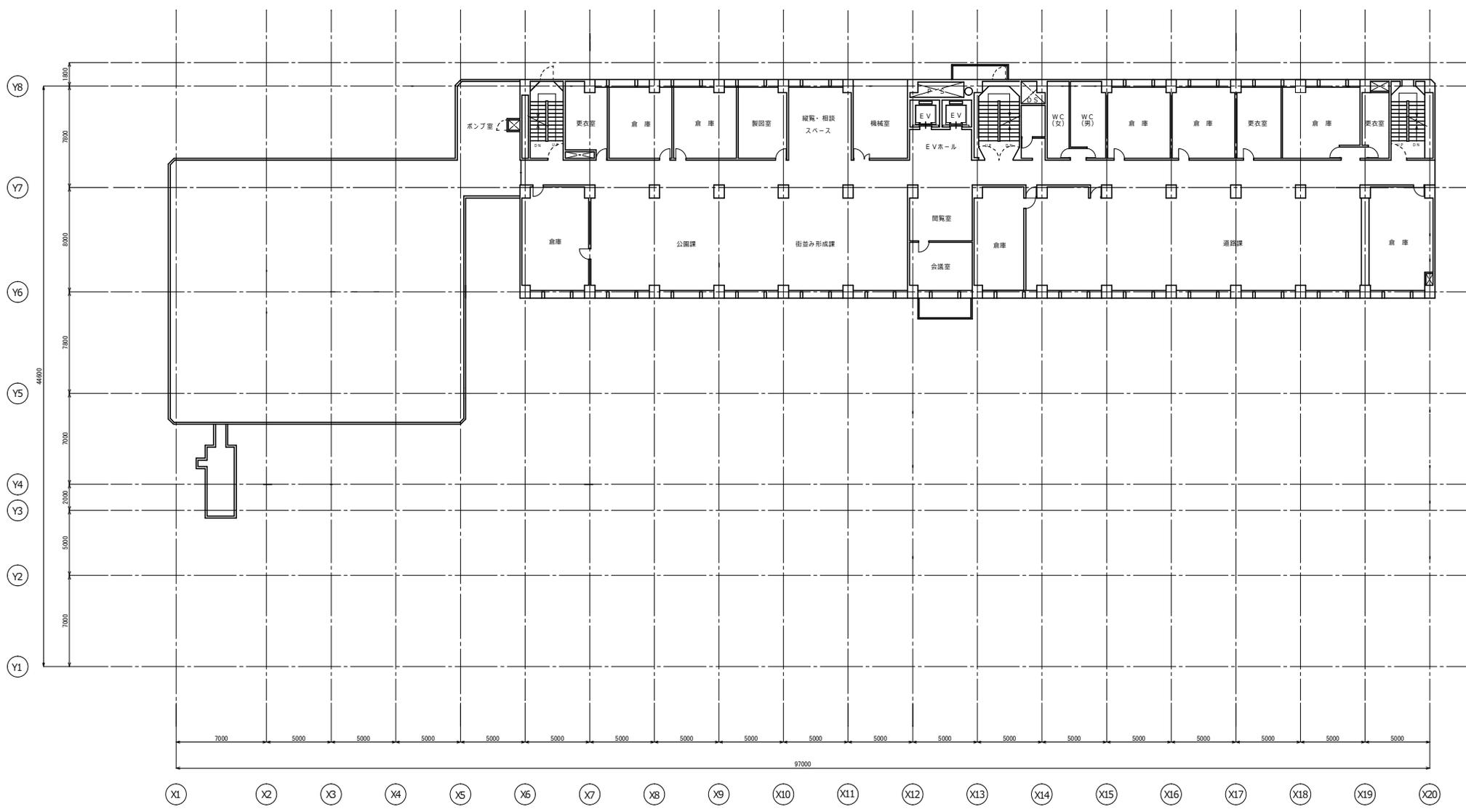


泉区役所本庁舎 2階 平面図 S = 1 / 300



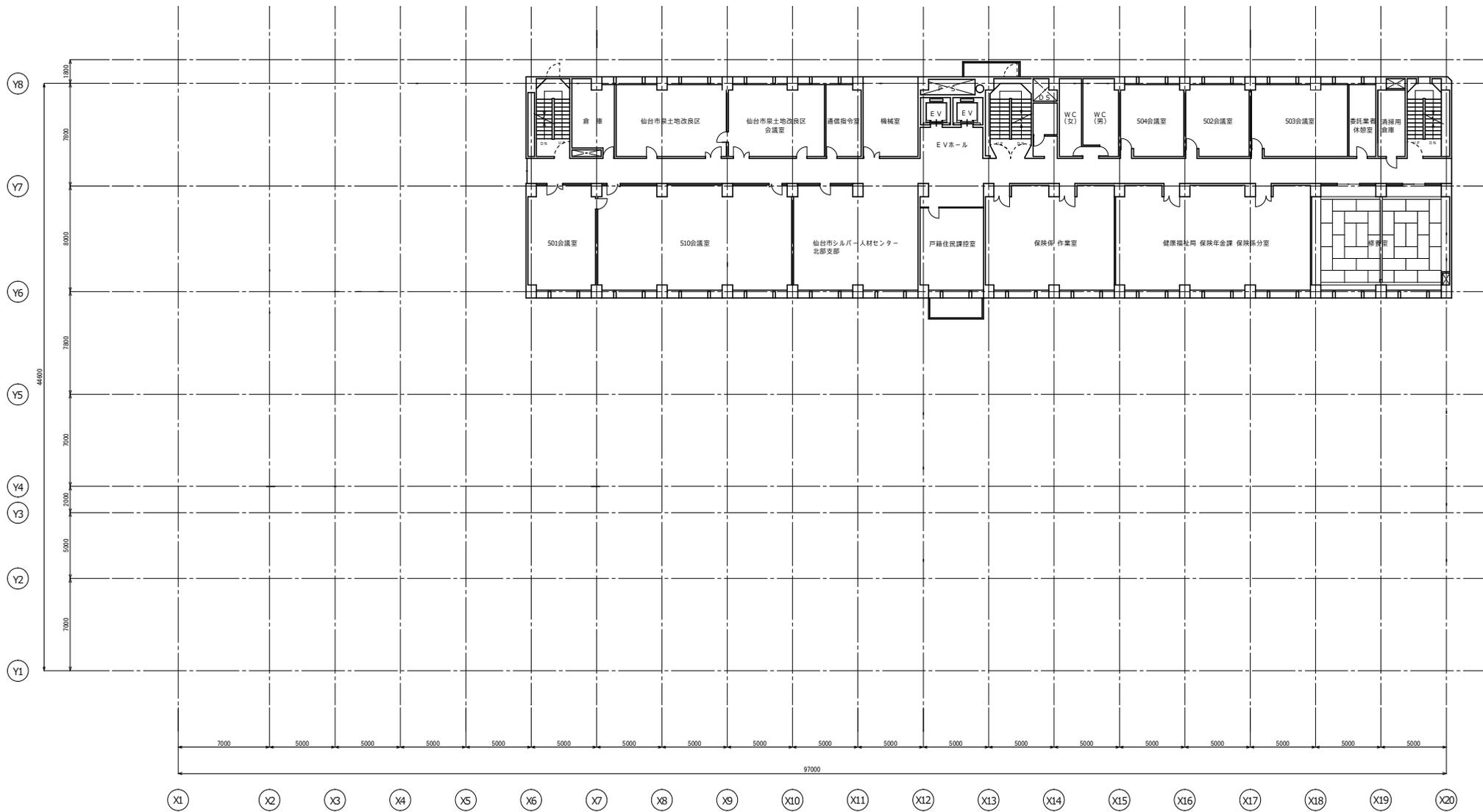
泉区役所本庁舎 3階 平面図 S = 1 / 300

△

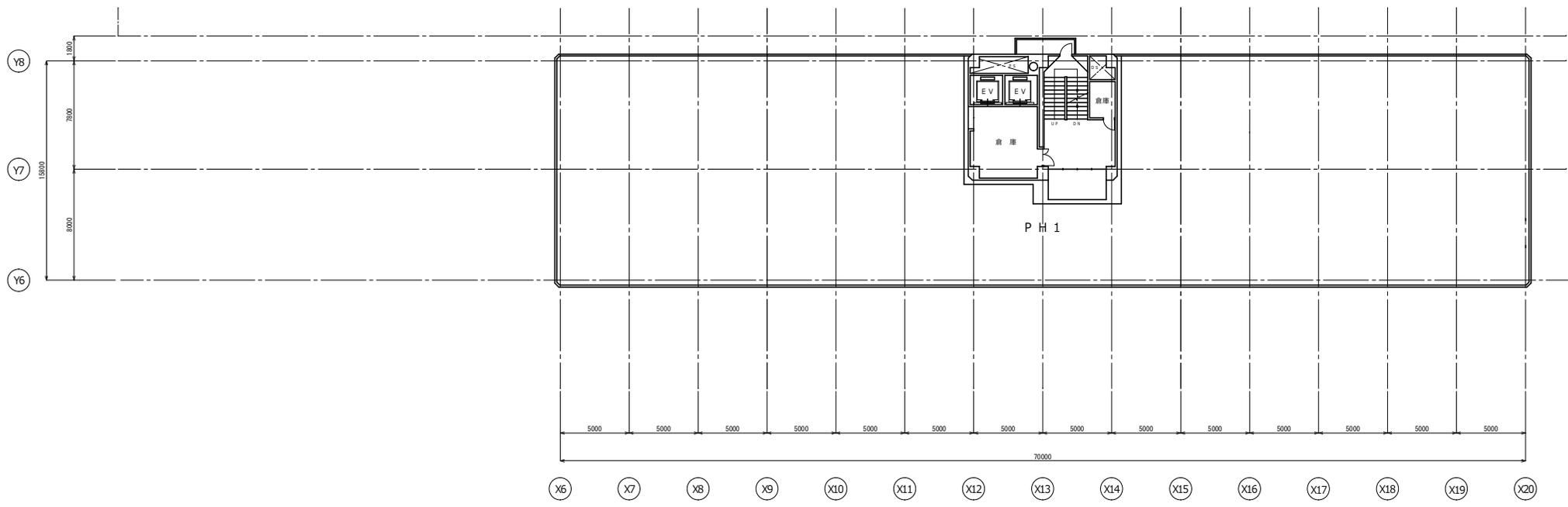
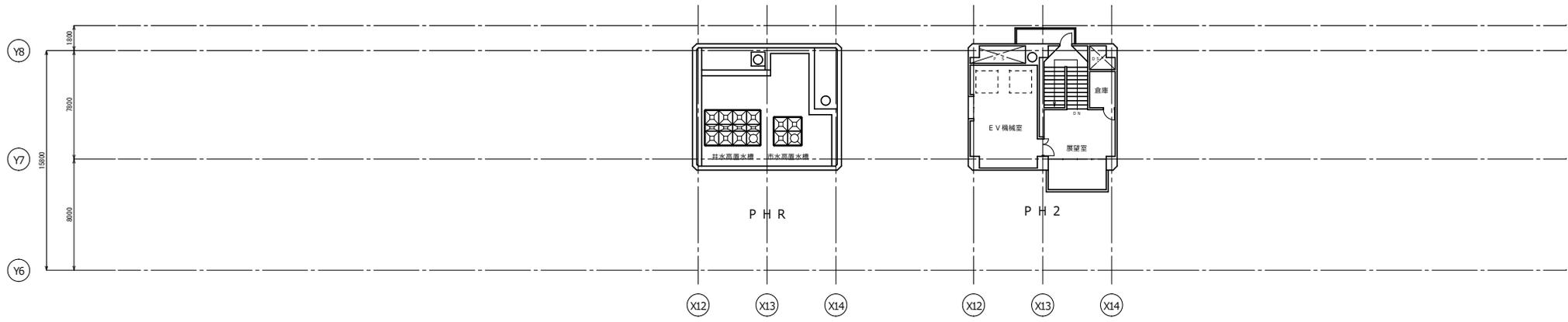


泉区役所本庁舎 4階 平面図 S = 1 / 300

△



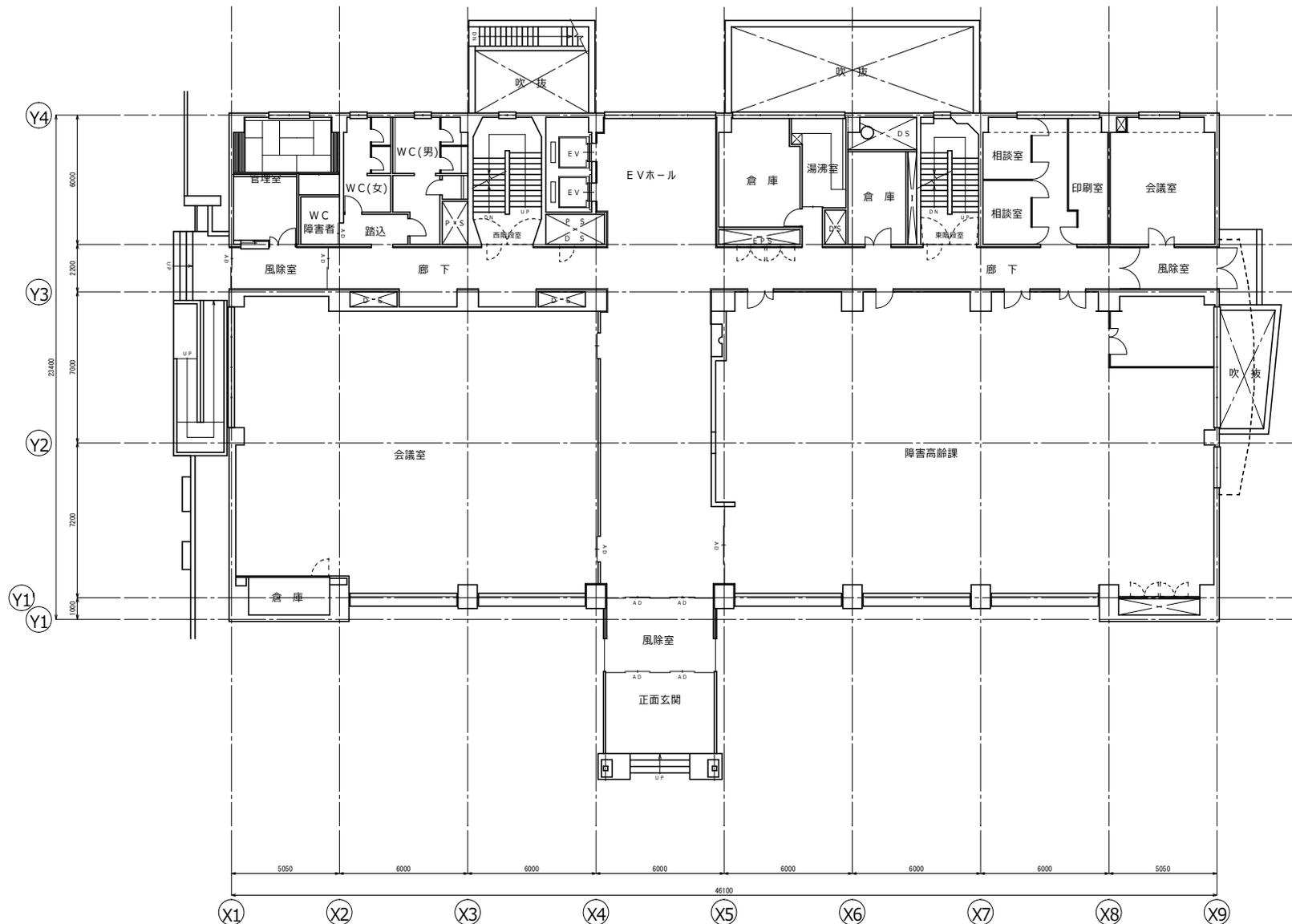
泉区役所本庁舎 5階 平面図 S = 1 / 300



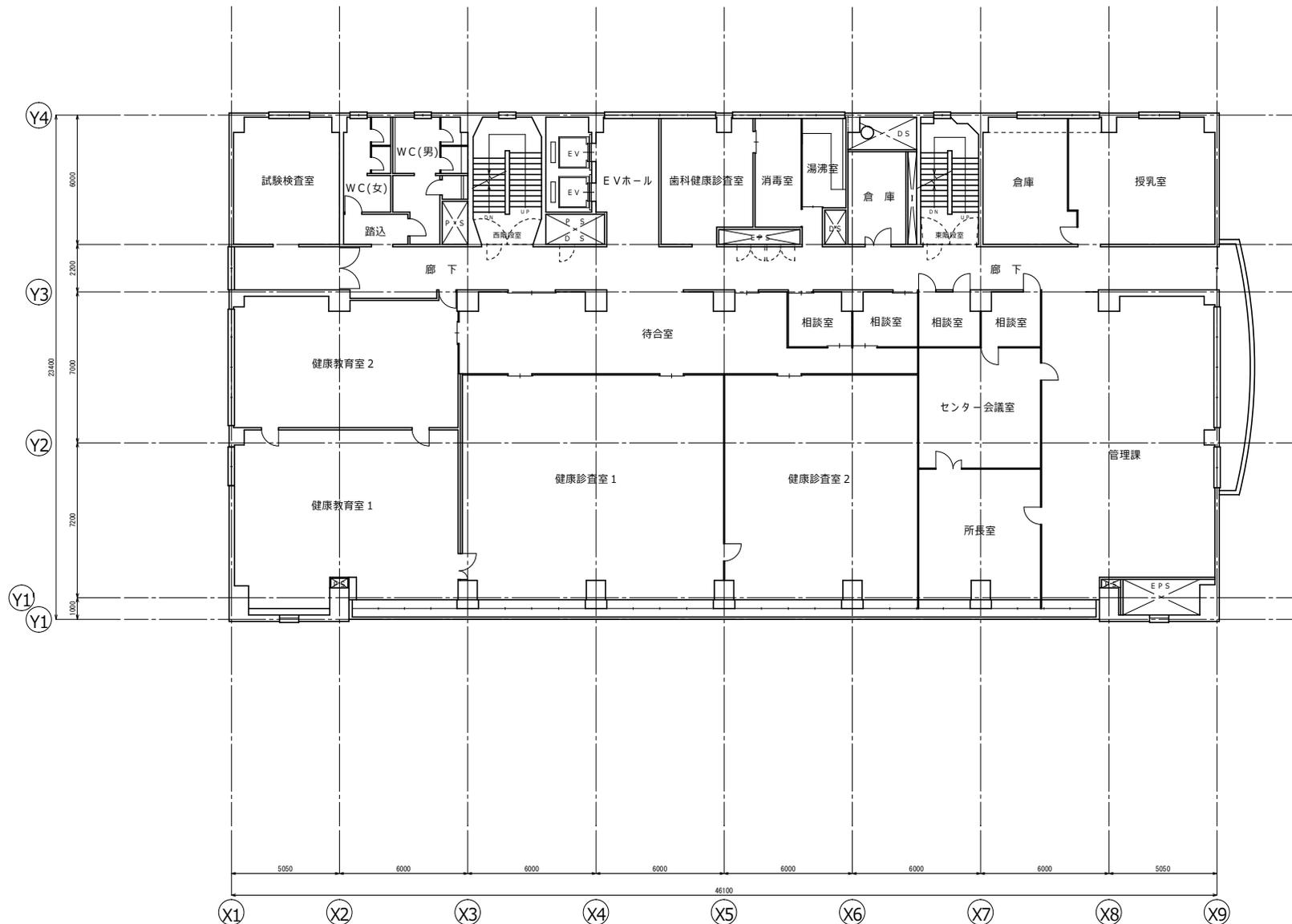
泉区役所本庁舎 搭屋階 平面図 S = 1 / 3 0 0



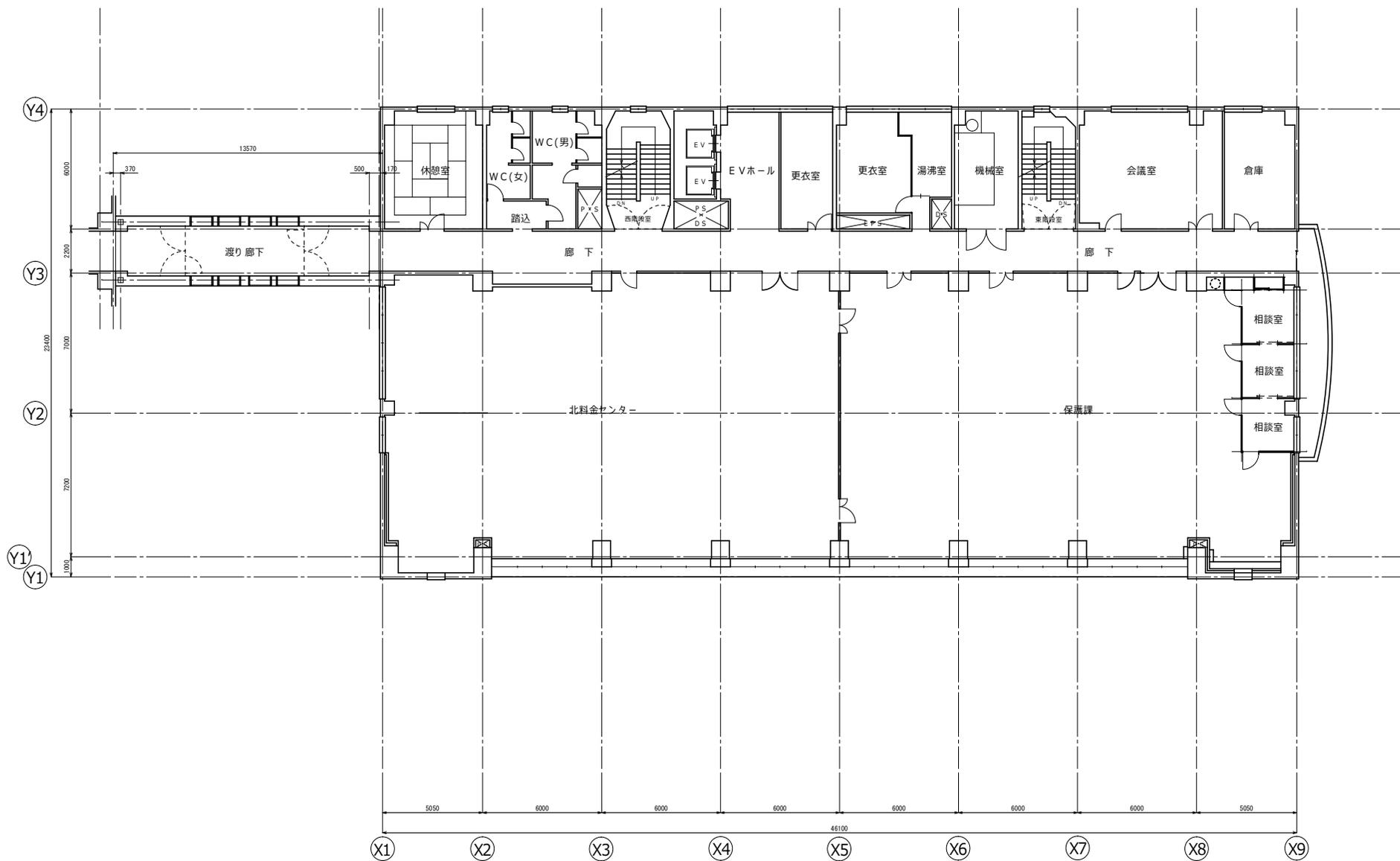
泉区役所東庁舎 地下1階 平面図 S = 1 / 200



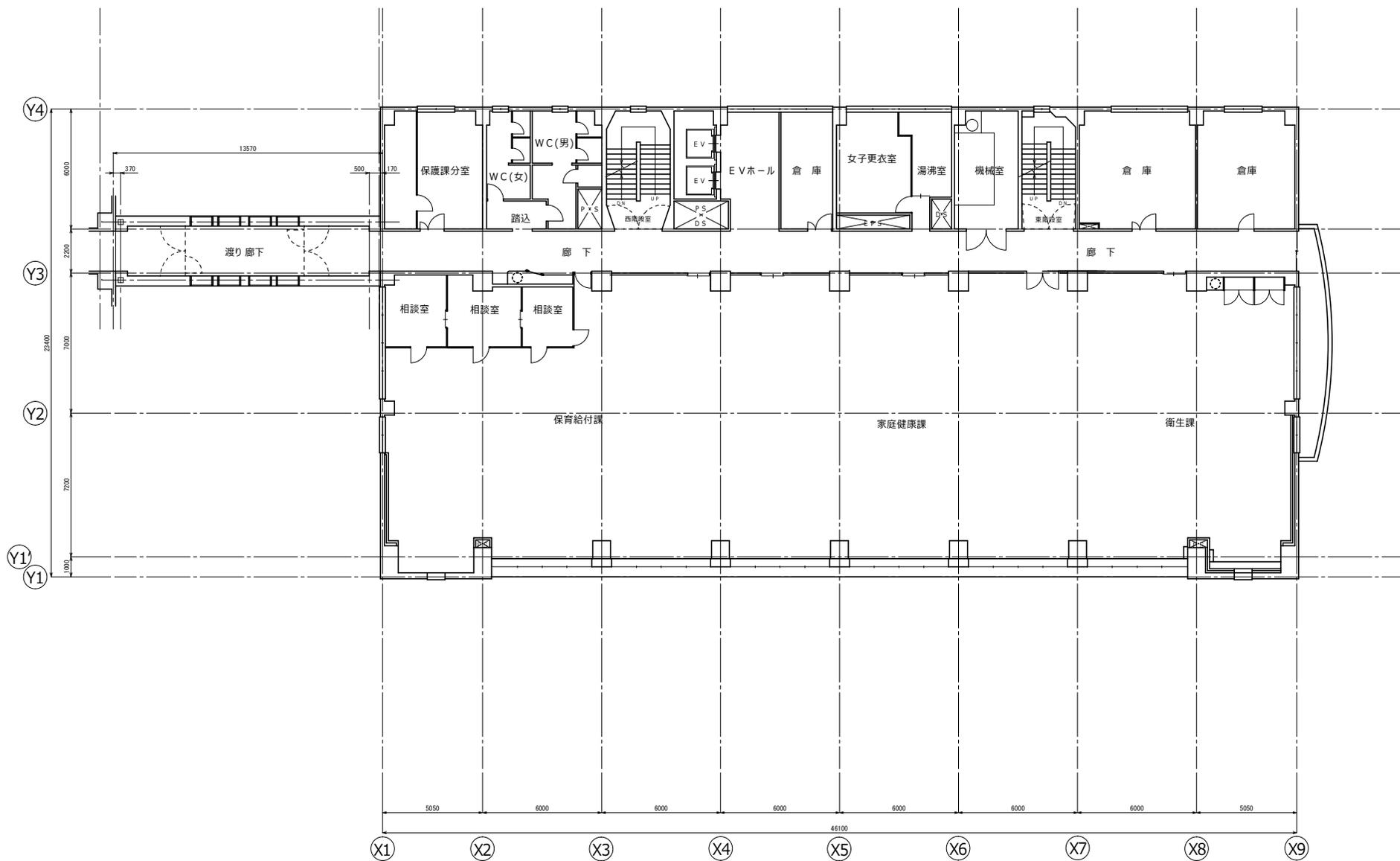
泉区役所東庁舎 1階 平面図 S = 1 / 200



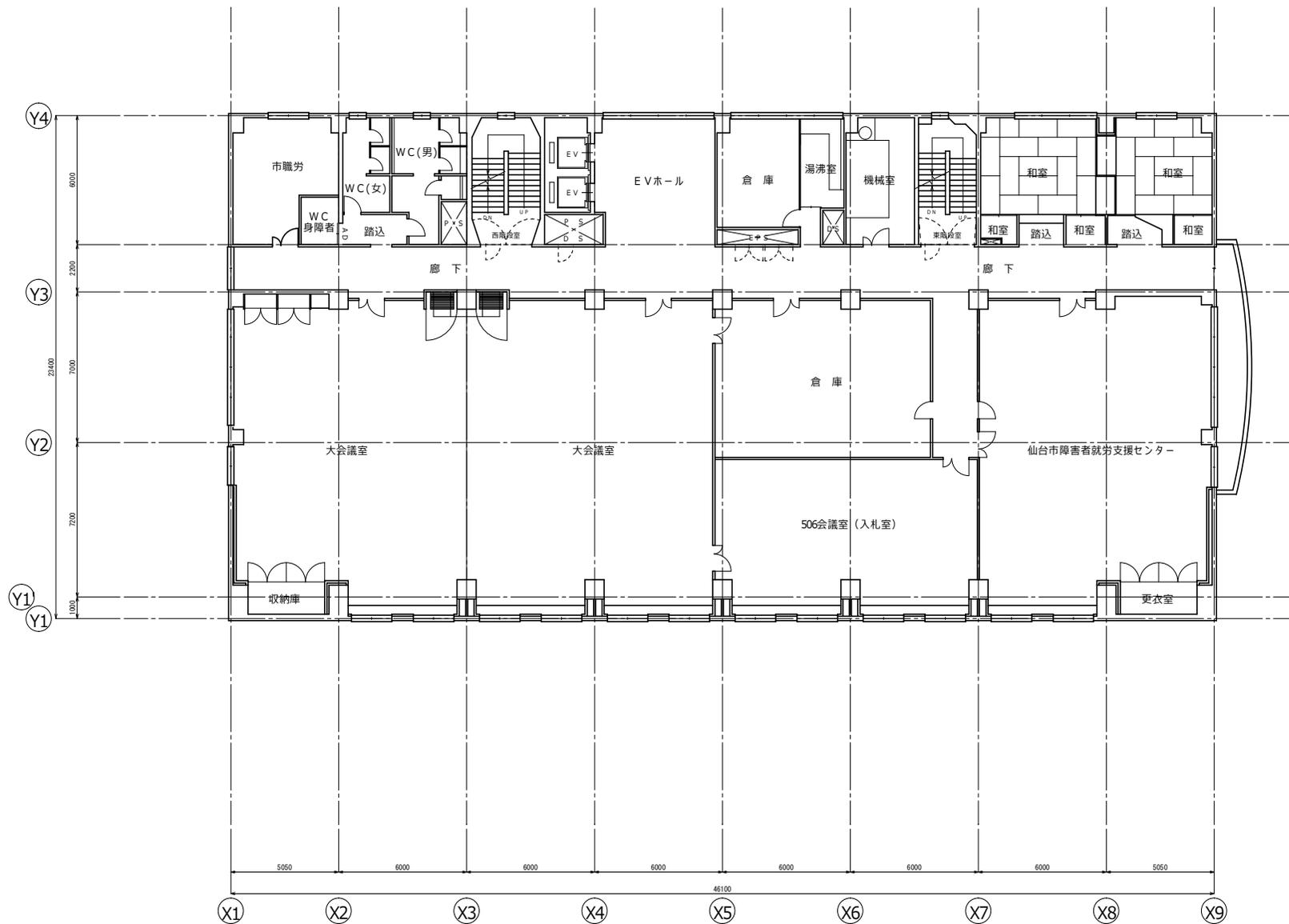
泉区役所東庁舎 2階 平面図 S = 1 / 2 0 0



泉区役所東庁舎 3階 平面図 S = 1 / 2 0 0



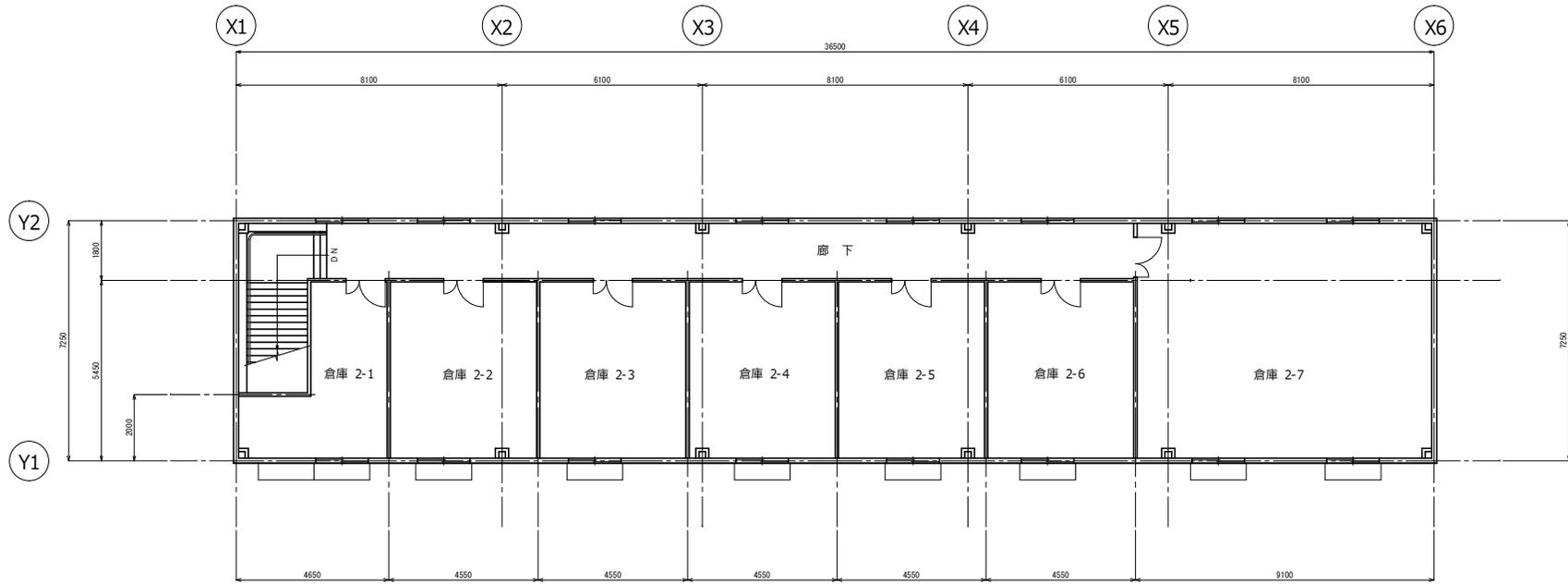
泉区役所東庁舎 4階 平面図 S = 1 / 200



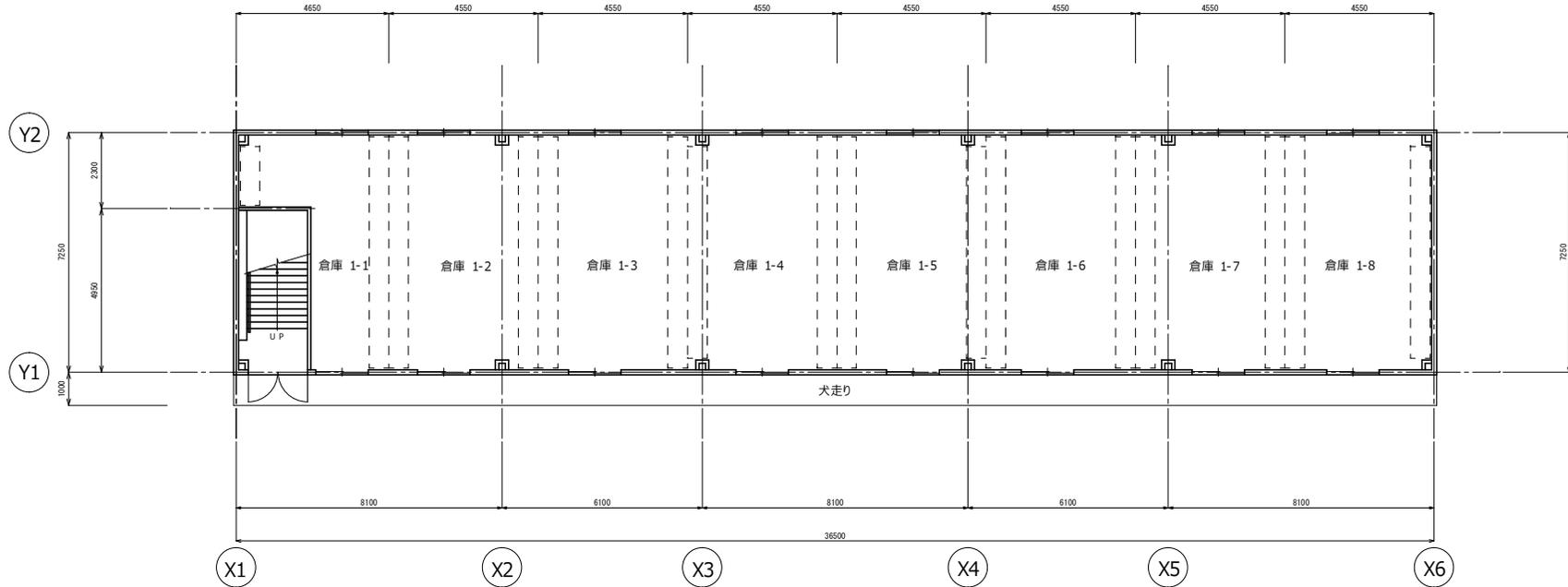
泉区役所東庁舎 5階 平面図 S = 1 / 2 0 0



泉区役所東庁舎 P H階 平面図 S = 1 / 2 0 0



泉区役所 倉庫棟 2階 平面図 S = 1 / 150



泉区役所 倉庫棟 1階 平面図 S = 1 / 150

別添資料 6 官庁施設の基本的性能基準適用表

大項目	中項目	小項目	適用		
社会性	地域性		Ⅱ		
	景観性		Ⅱ		
環境保全性	環境負荷低減性	長寿命	適用		
		適正使用・適正処理	適用		
		エコマテリアル	適用		
		省エネルギー・省資源	適用		
	周辺環境保全性	地域生態系保全		適用	
		周辺環境配慮		適用	
安全性	防災性	耐震	構造体	Ⅰ	
			建築非構造部材	A	
			建築設備	甲	
		対火災	耐火	Ⅱ	
			初期火災の拡大防止	Ⅰ	
			火災時の避難安全確保	Ⅰ	
		対浸水		Ⅰ	
		対津波		—	
		耐風	構造体	Ⅱ	
			建築非構造部材	Ⅱ	
			建築設備	Ⅱ	
		耐雪耐寒	構造体	適用	
			外部空間，建築物の形状，仕上げ等及び建築設備	適用	
		対落雷		Ⅰ	
		常時荷重		適用	
		機能維持性		Ⅰ	
		防犯性		【別添資料 4 各室性能表】による	
		機能性	利便性	移動	適用
				操作	適用
ユニバーサルデザイン			適用		
室内環境性	音環境		【別添資料 4 各室性能表】による		

		光環境		【別添資料4 各室性能表】に よる	
		熱環境		【別添資料4 各室性能表】に よる	
		空気環境		【別添資料4 各室性能表】に よる	
		衛生環境		適用	
		振動	人の動作又は設備		適用
			交通		適用
			風		適用
	情報化対応性	情報処理機能		【別添資料4 各室性能表】に よる	
		情報交流機能		【別添資料4 各室性能表】に よる	
	経済性	耐用性	耐久性	構造体	適用
建築非構造部材				適用	
建築設備				適用	
フレキシビリティ		Ⅱ			
保全性		作業性		適用	
	更新性		適用		

別添資料7 泉区役所における職員数等

令和3年4月1日時点における、各課の男女別職員数（会計年度任用職員・再任用）は下表のとおりである。ただし、区長・副区長は含まれていない。

図表 （参考）職員数一覧（男女別）

課名	男性	女性	計	備考
総務課	11	6	17	部長含む
戸籍住民課	13	52	65	委託職員14名含まず
税務会計課	5	6	11	
まちづくり推進課	14	5	19	部長含む
区民生活課	9	4	13	内市民相談室に1名常駐
管理課	5	14	19	所長・次長含む
家庭健康課	0	52	52	
保育給付課	6	23	29	
障害高齢課	11	32	43	
介護保険課	6	12	18	
保護課	15	18	33	
保険年金課	9	27	36	
衛生課	6	6	12	食品衛生協会職員2名含まず
公園課	10	9	19	部長含む
道路課	25	3	28	
街並み形成課	7	5	12	
職員研修所	2	6	8	
計	154	280	434	

令和3年4月1日時点における、各係の職員数は下表のとおり。ただし、区長・副区長は含まれていない。

図表 (参考) 職員数一覧 (各係別)

課名	課長級	係名	係長級	担当 (会計年度 任用職員・再任 用含む)
総務課	1	区政推進係	1	7
		統計選挙係	1	6
戸籍住民課	1	住民記録係	1	13
		戸籍係	1	52
		マイナンバー交付 担当係	1	
税務会計課	1	税務会計係	1	9
まちづくり推進課	2	地域振興係	1	5
		地域力推進 地域活動係	1	2
			1	6
区民生活課	1	生活安全係	1	6
		広聴相談係	2	3
管理課	1	総務係	1	10
		企画係	1	4
家庭健康課	2	子供家庭係	1	10
		母子保健係	2	22
		健康増進係	1	14
保育給付課	2	子育て給付係	1	15
		保育係		11
障害高齢課	1	高齢者支援係	1	5
		障害者支援係	1	14
		地域支援係	1	19
介護保険課	1	介護保険係	1	16
保護課	1	保護第一係	1	15
		保護第二係	1	6
		保護第三係	1	7

保険年金課	1	保険給付係	1	10
		保険料係		
		国民年金係	1	18
			1	5
衛生課	1	食品衛生係	1	6
		生活衛生係	2	2
公園課	1	総務係	3	4
		公園係	1	9
道路課	2	道路管理係	1	7
		道路建設係	1	12
		道路維持係	1	4
街並み形成課	1	街並み係	1	4
		建築指導係	1	5
職員研修所	2	研修企画係	1	6